

平成28年第1回定例会 一般会計予算審査特別委員会（第2日目）
市民厚生分科会審査記録

- 1 日 時 平成28年3月10日（木） 午前9時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第62号 平成27年度村上市一般会計補正予算（第9号）
議第 3号 平成28年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（9名）

1番	小 林 重 平 君	2番	長谷川 孝 君
4番	大 滝 久 志 君	5番	木 村 貞 雄 君
6番	小 池 晃 君	8番	板 垣 千代子 君
9番	本 間 清 人 君	委員長	平 山 耕 君
副委員長 小 杉 和 也 君			
- 5 欠席委員（1名）

3番	相 馬 エ イ 君
----	-----------
- 6 委員外議員
なし
- 7 地方自治法第105条による出席者
なし
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

副 市 長	鈴 木 源左衛門君
税 務 課 長	加 藤 良 成 君
同課収納対策室長	川 崎 光 一 君（課長補佐）
同課収納対策室係長	小 林 毅 君
同課市民税係副参事	板 垣 由 美 君（係長）
同課資産税係副参事	浅 野 宏 君（係長）
市 民 課 長	尾 方 貞 一 君
同課市民年金室長	岩 沢 深 雪 君（課長補佐）
同課生活人権室副参事	小 川 一 幸 君
同課生活人権室副参事	遠 山 伸 弘 君
環 境 課 長	中 山 明 君
同課生活環境室長	東海林 豊 君（課長補佐）
同課生活環境室副参事	菅 原 和 英 君
同課生活環境室係長	鴻 島 雅 彦 君

同課新エネルギー推進室長	田 中 章 穂 君（課長補佐）
同課新エネルギー推進室係長	大 滝 誓 生 君
保 健 医 療 課 長	菅 原 順 子 君
同 課 国 保 室 長	長谷部 俊 一 君（課長補佐）
同 課 健 康 支 援 室 長	佐 藤 るり子 君（課長補佐）
同課健康支援室係長	川 崎 健 一 君
介 護 高 齢 課 長	富 樫 孝 平 君
同 課 高 齢 福 祉 係 長	加 藤 誠 一 君
同 課 介 護 保 険 室 長	大 滝 慈 光 君（課長補佐）
同課介護保険室係長	志 田 淳 一 君
同課地域包括支援センター長	大 滝 きくみ 君（副参事）
福 祉 課 長	長 研 一 君
同 課 福 祉 政 策 室 長	木 村 静 子 君（課長補佐）
同課福祉政策室副参事	倉 松 淳 志 君
同課子育て支援室長	大 滝 敏 文 君（課長補佐）
同課子育て支援室係長	吉 田 悦 子 君
同課子育て支援室係長	長谷部 淳 君

10 議会事務局職員

局 長	田 邊 覚
書 記	百 武 美 奈

（午前9時59分）

特別委員長（平山 耕君）開会を宣する。

○本日の委員会は、一般会計予算審査特別委員会に設置した市民厚生分科会の所管事務について審査を行うこととし、審査は常任委員会の審査の例により行い、分科会の会長には常任委員長、副分科会長には常任副委員長を充て議事運営を行うこととし、議事進行を市民厚生分科会長に願った。

分科会長（本間清人君）開会を宣する。

○当分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第3 議第62号 平成27年度村上市一般会計補正予算（第9号）についてのうち市民厚生常任委員会所管分についての税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、担当課長（税務課長 加藤良成君、市民課長 尾形貞一君、環境課長 中山 明君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての

説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第12款 分担金及び負担金

(説明)

市民 課長 それでは、ご説明を申し上げます。12款2項1目総務費負担金である。1節の戸籍住民基本台帳費負担金、1の戸籍電子情報処理事務負担金3万円については、定住自立圏形成協定に基づいて、栗島浦村の戸籍の電算化によりデータ化された戸籍を村上市のサーバーにおいて保存管理する事務についての負担金であるが、栗島浦村では3月から電算化をしたので、3月1カ月分の負担金をいただくものである。以上だ。

第14款 国庫支出金

(説明)

市民 課長 それでは、14款2項1目総務費国庫補助金である。1節の総務管理費補助金の説明の2の個人番号カード交付事業費補助金である。補助金の1,089万1,000円については、地方公共団体情報システム機構において通知カード、マイナンバーカードの製造、あるいはコールセンター事業などに対して国の補正予算による補助金の交付である。以上だ。

歳入

第12款 分担金及び負担金、第14款 国庫支出金

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第2款 総務費

(説明)

市民 課長 それでは、14、15Pになる。2款1項10目の交通安全対策費である。交通安全対策費の26万6,000円の補正については給与改定による人件費の増である。

税務 課長 続いて、16、17Pになる。2項徴税費、1目税務総務費において159万円を増額して2億5,444万8,000円にするものだ。説明欄の1、税務総務費職員人件費であるが、職員の給与改定による分を計上している。

市民 課長 それでは、3項1目戸籍住民基本台帳費の1,194万円の補正については歳入にあった個人番号カード交付事業費補助金の1,089万1,000円を地方公共団体情報システム機構へ負担金として支払うもの、同じく3項1目のほうの戸籍住民基本台帳費職員人件費の補正104万9,000円については給与改定による人件費の増である。以上である。

第3款 民生費

(説明)

市民 課長 それでは、20P、21Pをごらんいただきたいと思います。3款1項5目の国民年金事務費である。5万1,000円の補正については、給与改定による国民年金事務費職員人件費の増である。以上である。

第4款 衛生費

(説明)

環境 課長 ページのほう 24P、25Pになる。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費では49万3,000円の追加をお願いするものである。説明欄1の環境衛生費職員人件費で給与改定調整分として追加をお願いするものである。次に、4款2項清掃費、1目清掃総務費では、36万4,000円の追加をお願いするものである。説明欄1の清掃総務費職員人件費で、給与改定調整分として追加をお願いするものである。次に、2目塵芥処理費では1,200万円の減額をお願いするものである。説明欄1のごみ清掃対策経費の消耗品費であるが、本年度ごみ指定袋の作成において入札を行ったところ、請負差額が出たことによる減額補正をお願いするものである。以上だ。

第2条 第2表繰越明許費

(説明)

市民 課長 それでは、繰越明許費についてご説明を申し上げます。2款総務費の1項総務管理費の交通安全対策一般経費3,651万5,000円については、村上駅前及び岩船駅前に建設中の自転車等駐車場について年度内の完成を目指して進めてまいったが、JRとの協議について施工業者の決定後に仮囲いや重機の配置、資材置き場等工程を示した上で協議をする必要があつて、この協議には通常二、三カ月かかるということであつたが、事前に可能なところから協議を進めてきたところであるが、それでも3週間ほど工事の着工がおくれたということから、工期を延長して4月中の工事完了とすることによる繰り越しである。続いて、同じく2款の総務費、3項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳経費1,864万3,000円については、個人番号カードに関する事務を委任している地方公共団体情報システム機構へ支払う負担金であつて、この負担金については全額国からの補助金の交付を受けて支払いされる。平成27年度分として交付決定を受けている補助金3,349万9,000円のうち、交付済みの1,485万6,000円を差し引いた1,864万3,000円については総務省から平成28年度に繰り越して支払うという方針が示されたことによる繰り越しである。以上である。

歳出

第2款 総務費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第3款 民生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第4款 衛生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2条 第2表繰越明許費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

日程第4

議第3号 平成28年度村上市一般会計予算のうち市民厚生常任委員会所管分についての税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、担当課長（税務課長 加藤良成君、市民課長 尾形貞一君、環境課長 中山 明君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第1款 市税

(説 明)

税務 課長 それでは、予算書の13Pからなる。歳入の1款の市税である。本年度予算額は64億9,503万4,000円を計上した。前年度比較では2,387万円、0.4%の減となっている。各税目については、現年課税分については平成26年度と平成25年度の平均収納率を、滞納繰越分においては総合計画後期計画の平成28年度の目標収納率20%をそれぞれ適用し、収納見込額を積算した。それでは、各税目についてご説明申し上げる。初めに、1款1項市民税では、本年度予算額24億4,254万1,000円で前年度比較では7,842万6,000円、3.1%の減となっている。1目の個人では、本年度予算額19億8,194万7,000円で、前年度比較では2,067万2,000円の減で見積もった。市民税個人の説明欄になるが、現年度分の均等割の納税義務者数を2万9,479人とした。前年度比較では321人の減となっている。また、均等割の税率については平成25年度から3,500円で積算している。次に、所得割を積算するに当たり、主な所得別について次のように見込んだ。給与所得では、新潟県が行っている毎月勤労統計地方調査の

平成 27 年 9 月分までの状況などから 2 %の減と見込んだ。また、営業所得では平成 27 年中の村上市景況調査報告などから卸、小売業、建設業など収益の減が予想され、10%の減と見込んだ。さらに、農業所得では 1 等米の比率の低下及び国の主食用から飼料用への流れなどの影響から 20%の大幅な減と見込んだ。以上のことから、総所得金額では前年比で 96.9%の積算した。次に、2 目の法人では本年度予算額 4 億 6,059 万 4,000 円で、前年度比較では 5,775 万 4,000 円、11.1%の減で見積もった。法人の説明欄になるが、現年度分においては均等割で 1 億 4,556 万 5,000 円、法人税割で 3 億 1,302 万 8,000 円と見積もり、合計では 4 億 5,859 万 3,000 円で、前年度比較では 5,775 万 4,000 円の減で見積もった。均等割については課税法人数を 1 号法人の増などにより前年度比で 28 社増の 1,316 社と見込んだが、9 号法人 1 社、7 号法人 5 社、6 号法人 1 社の減などにより 311 万 2,000 円の減となった。法人税割については、法人税割の算定のもととなる国の法人税率が 25.5%から 23.9%に、また法人税割の税率が 14.7%から 12.1%に引き下げられたことなどから、前年度比較で 5,464 万 2,000 円、14.9%の減と見込んだ。続いて、15、16Pをお願いする。2 項の固定資産税である。本年度予算額は 33 億 8,969 万 8,000 円で、前年度比較では 5,096 万 8,000 円、1.5%の増となっている。1 目の固定資産税では 30 億 232 万 2,000 円を見込み、前年度比較では 6,221 万 9,000 円の増となっている。説明欄になるが、現年度分においては土地では時点修正による標準宅地の価格の減によって 1.3%の減と見込んだが、家屋では評価がえの年度でないため、新增築家屋の増によって 1.3%の増と見込んだ。さらに、償却資産では経年による減価のほか、機械及び装置、総務大臣配分の増などにより 8.4%の増を見込んでいる。次に、2 目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金であるが、本年度は 3 億 8,737 万 6,000 円となって、前年度比較では 1,125 万 1,000 円の減となっている。これは、国有資産において森林価格の増などにより 465 万 7,000 円の増となったものの、現有資産において発電所関係の償却資産で経年による減価などにより 1,590 万 8,000 円の減となったことによるものである。次に、3 項 1 目の軽自動車税の本年度予算額は 1 億 8,026 万 1,000 円で、前年度比較では 350 万 2,000 円、2 %の増となっている。説明欄になるが、現年度分において課税台数で比較すると前年度より総数で 191 台ほど増加している。50 c c、90 c c のバイクで 209 台、軽 4 輪の貨物で 180 台それぞれ減少したが、税率の高い軽 4 輪乗用車で 630 台ほど増加した。なお、原付などの税率改正による課税は 1 年延期により平成 28 年度からとなっている。続いて、17、18Pをお願いする。4 項 1 目の市たばこ税については、本年度予算額 4 億 2,269 万 7,000 円で前年度比較では 160 万 7,000 円、0.4%の減と見込んだ。旧 3 級品の税率改正があるが、過去の販売実績や最近の禁煙傾向などを考慮して積算した。次に、6 項 1 目の入湯税だが、本年度予算額 5,892 万 7,000 円で、前年度比較では 208 万 5,000 円、3.7%の増と見込んだ。ここ数年日帰り、宿泊とも減少傾向にあったが、日帰り客が平成 27 年度では増加傾

向であり、前年度の実績より 7 %ほどふえる見込みであることや過去の実績を考慮して積算した。以上だ。

第 11 款 交通安全対策特別交付金

(説 明)

市民 課長 それでは、19P、20Pをお願いします。11 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金 840 万円であるが、交通事故の発生を防止することを目的に交通違反の反則金収入を原資として交付されるものである。次に、21P、22Pをお願いします。2 項 1 目総務費負担金、1 節の戸籍住民基本台帳費負担金 43 万 2,000 円については旅券交付事務負担金 7 万 2,000 円と戸籍電子情報処理事務負担金 36 万円で、旅券交付事務負担金については関川村の村民に対する旅券交付の事務を行っているものであって、1 件当たり 1,600 円で 45 件分を見込んでいる。また、戸籍電子情報処理事務負担金については 36 万円で、栗島浦村のデータ化された戸籍を村上市のサーバーにおいて保存管理する事務に対する負担金である。

第 12 款 分担金及び負担金

(説 明)

環境 課長 2 項負担金、3 目衛生費負担金になる。1 節保健衛生費負担金のうち、説明欄 1、火葬場運営費負担金 72 万 1,000 円である。荒川火葬場運営に係る関川村からの負担金である。2 節清掃費負担金になる。説明欄 1、ごみ処理場運営費負担金 4,421 万 6,000 円である。ごみ処理場の維持管理に係る関川村からの負担金である。

第 13 款 使用料及び手数料

(説 明)

市民 課長 それでは、下のほうになるが、13 款 1 項 1 目総務使用料、1 節の総務管理使用料のうち、5 の行政財産使用料として自転車等駐車場用地に立っている電柱等の土地使用料である。また、6 の駐車場使用料については坂町駅前の月決め駐車場の使用料であって、月額 4,000 円で 27 台、年間 129 万 6,000 円を見込んでいる。

環境 課長 ページのほう 23P、24Pになる。3 目 1 節衛生使用料のうち、説明欄 1、霊園等永代使用料と説明欄 2、行政財産使用料は項目計上である。

市民 課長 25P、26Pをお願いします。13 款 2 項 1 目総務手数料、1 節の総務管理手数料のうち、2 の放置自転車等返還手数料については、駐輪場から撤去した放置自転車の返還手数料である。

税務 課長 2 節の徴税手数料になる。督促手数料、税務諸証明等手数料、閲覧手数料で前年度同額の 600 万円を計上した。

市民 課長 3 節の戸籍住民基本台帳手数料については 2,679 万 1,000 円を見込んでいて、戸籍、

住民票、あるいは各証明書等の手数料である。

環境 課長

3目衛生手数料について主なものをご説明する。1節衛生手数料は193万6,000円である。説明欄1、畜犬登録等手数料45万円は、新規登録150件の鑑札交付手数料である。説明欄2、狂犬病予防注射済票交付手数料148万5,000円は、2,700件分を見込んでいる。2節清掃手数料は1億9,678万円である。説明欄2、ごみ処理手数料7,608万円は、ごみ指定袋の販売代金である。ごみ袋大118万枚、中111万4,000枚、小43万7,500枚、処理券3,680枚を見込んでいる。説明欄4、し尿処理手数料3,600万円は、し尿収集430万リットル、18リットル当たり150円のし尿収集手数料を計上した。下水道整備が進んできており、収集量も減ってきていることから、昨年より762万9,000円ほど少ない計上とさせていただいた。説明欄6、廃棄物処理手数料7,599万4,000円は、ごみ処理場に持ち込まれる廃棄物の処理に係る手数料である。説明欄7、浄化槽汚泥等処理手数料838万円は、し尿処理場での浄化槽汚泥の処理に係る手数料である。下水道の普及に伴い、前年度より69万4,000円ほど少なく計上した。

第14款 国庫支出金

(説明)

市民 課長

27P、28Pである。14款2項1目総務費国庫補助金、1節の総務管理費補助金590万6,000円は、説明欄の1、個人番号カード交付事業費補助金で590万5,000円である。これは、個人番号カードの発行等に関する事務を委任している地方公共団体情報システム機構へ支払う負担金の分であって、全額国からの補助金として交付を受けるものである。2の個人番号カード交付事務費補助金については国が示す基準額をもとに積算することになっているが、その基準額が示されていなかったことから、項目のみの計上となっている。以上である。

環境 課長

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金である。説明欄1、循環型社会形成推進交付金41万1,000円である。合併浄化槽設置に係る交付金で、7人槽の3基分を計上した。

市民 課長

それでは、29P、30Pをお願いします。3項1目総務費委託金、1節の総務管理費委託金6万円については自衛官募集事務委託金で、自衛官募集について市報への掲載経費に充てている。2節の戸籍住民基本台帳費委託金20万円については、中長期在留者住居地届出等事務委託費である。2目の民生費委託金、1節社会福祉費委託金1,400万円については、国民年金に関する手続事務及び国民年金事業の普及啓発の事業費として交付されるものである。

第15款 県支出金

(説明)

市民 課長 それでは、31 P、32 Pをお願いをする。15 款 2 項 1 目総務費県補助金、1 節総務管理費補助金の説明欄をごらんいただきたいと思う。4 の消費者行政推進事業等補助金 272 万 9,000 円については、消費生活相談体制整備のために消費生活相談員配置に要する経費等に対する補助金である。消費生活センターの人件費、事業費に対する補助となる。以上である。

税務 課長 それでは、33 P、34 Pをお願いする。15 款県支出金、3 項委託金、1 目の総務費委託金の 1 節徴税費委託金では、説明欄の 1 にあるとおり個人県民税賦課徴収取扱事務委託金で 8,860 万 2,000 円を計上した。県民税の徴収については、市県民税と一体として一括徴収している。これは、その中の県民税の徴収に係る委託金で、納税義務者 1 人について 3,000 円の委託金となっている。

市民 課長 2 節の戸籍住民基本台帳費委託金 10 万 2,000 円については、人口移動調査交付金と人口動態調査費事務委託金である。人口移動調査については、出生、死亡、転入、転出に関する調査であって、毎月その数を県に報告するものである。また、人口動態調査については厚生労働省が行う調査であって、こちらについては毎月 2 回出生、死亡、婚姻、離婚、死産について保健所を経由して報告をしている。それから、2 目の民生費委託金、1 節社会福祉費委託金の 1、人権啓発活動地方委託事業委託金 100 万円については、人権に対する正しい理解と人権尊重の意識を高めるために人権に関する講演会の開催や啓発活動を行うことに対する委託金である。この委託金については、村上、新発田法務局管内の市町村に四、五年に 1 回事業委託されるものである。以上である。

第 20 款 諸収入

(説 明)

税務 課長 それでは、37 P、8 Pをお願いする。20 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目延滞金、1 節の延滞金である。説明欄の 1、市税延滞金の 1,000 万 3,000 円は、市税滞納に伴う延滞金となっている。それでは、41 P、42 Pをお願いする。6 目の雑入、1 節総務雑入の説明欄の 34、精通者意見価格調査料 11 万 5,000 円については、相続税や贈与税の課税の基準となる価格について新潟税務署からの調査に対する手数料となっている。次に、35 の譲渡林分調査料 4 万 5,000 円については、村上税務署からの依頼によって山林の現地案内の手数料である。以上だ。

市民 課長 説明の 36、交通災害共済事務取扱交付金については 223 万円を見込んでいる。これについては、交通災害共済加入会員数と世帯数によって金額が決定され、交付されるものである。以上である。

環境 課長 3 節衛生雑入について、主なものをご説明する。説明欄 1、資源ごみ等売却収入 1,293 万 5,000 円は、資源ごみとして収集したものの売却収入である。説明欄 4、ごみ処理場有価物売却収入 306 万 1,000 円は、ごみ処理場に持ち込まれた燃やさないご

みの中の鉄と有価物等の売却収入である。説明欄5、資源ごみ再商品化配分金 42 万 1,000 円は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会から前年度に売却した容器プラ等の品質等により配分金が交付されるものとなる。

歳入

第1款 市税

(質 疑)

木村 貞雄 15、16Pなのだけれども、軽自動車が、特に乗用車が伸びているという状況なのだけれども、昨年とかから比べてどのぐらいの伸びか。

税務 課長 軽4輪の乗用車で630台ほどふえている。

木村 貞雄 増の分ね。

税務 課長 はい。

小池 晃 ふるさと納税は所管ではないのだけれども、最近ふるさと納税が非常に活発だということか、マスコミなんかでもあって、結構実質2,000円で何万円分もというようなのもあったりして非常に活発に動いているようなのだけれども、市民がほかの他市区町村、ふるさと納税として寄附する金額というのは幾らぐらいになっているものなのか。

税務 課長 よその市町村にワンストップというのだろうか、うちの市民がよその市町村で返したり、よその市町村からうちに寄附金こういう形でしたよというようなことで案内が来る。そのよその市町村から来たものについては市民税の控除になるわけだけれども、その件数来たのが58件、およそ金額で230万くらいだったのだろうか。たしかそんなような状況だ。

小池 晃 市民がほかにやったというのは完全に把握はできない。今のような他から来て、おたくからこれだけのあれいただいたと、これだけで来ないやつもあるというか、市民がこれだけやったのだと、寄附したのだというのは正確には把握できないということなのか。

税務 課長 税務署等々で確定申告する方もいらっしゃるので、今現在ではちょっとその辺正確な数字を把握するということは無理だ。今現在申告等をやっているのも、それらが全部終わって、うちのほうでこれぐらいの件数でこれぐらいの寄附金があったというようなことで把握できるので、あくまでもそれらが終わらないとちょっと何件でどれぐらいの寄附の金額があったと、市民が。その辺のところは今現在ではちょっと把握できていない。

小池 晃 ふるさと納税というのはことし始まったわけでもないし、最近はずっと金額が大きくなったり、件数が多くなったりというのはあるのだろうけれども、これは前からある。所得から控除されるわけだ。2,000円を引いたものが控除されるということになると、所得が下がって課税される所得税が低くなる。所得税によって、例えば市民

税だとか国保だとか介護なんかも所得税がもとになって課税されるという仕組みになっていると思うのだけれども、例えば市民のふるさと納税によっての影響なのか、低くなる部分というのは、そういったところは見えないものなのだろうか。ふるさと納税で1億円、ことしは実績で1億円というような予算も計上されているのだけれども、これがいただく部分は非常にありがたいのだけれども、例えば市民がよそへふるさと納税、寄附をしたときに、そういったところへの影響というのはないことはないと思うのだけれども、その辺のところというのはよく見えないという部分なのだろうか。

木村 貞雄 反対にやった場合だろう。

小池 晃 やった場合。外に寄附した場合のことを聞いているのだけれども。

税務 課長 先ほど言ったように税務署のほうで申告をしたり、そういうことで税務署のほうからそういう申告内容がうちのほうに来るので、当然それらをもとにして我々市民税とかを算定するので、そういったものについては市県民税が寄附した場合やはり安くなることは安くなる。ただ、今言ったように市全体でどれだけしたかというのはちょっとまだ先ほど言ったように今申告中なので、それらがはっきりした段階で課税が6月になるので、そういった段階で初めて幾らなったかというようなことでわかってくるということになるので、その辺ちょっと数字的には今のところどのくらい影響があるのかというようなことについては今現在ちょっと把握してというか、把握できないような状況である。大変申しわけないのだけれども。

小池 晃 ことしの分は今そういう確定申告の時期だし、確定するのは6月ということなのだけれども、去年もおとしもやられていたと思うのだ。それを見たときに、例えば市民税を課税するときに、これは所得から差し引かれた部分があるのだなというようなところは見えないのか。去年、おとしの分でもいいのだけれども。

税務 課長 それらについてはちょっと調べて後ほど報告したいと思うので、大変申しわけないのだけれども、どの程度あるのかというのを私たちも今現在ちょっと把握はしていないというようなことなので。

本間分科会長 よろしいだろうか。

小池 晃 はい。

木村 貞雄 もう一点、固定資産税の課税メニューのことなのだけれども、企業設置奨励条例のこれ、731万1,000円減額だけれども、何社分になっているか。

税務 課長 平成28年度については6社だ。

小林 重平 空き家なのだけれども、所有者がはっきりしていればそこに当然納税してくださいということで通知書が行くのだろうけれども、いない空き家もあると思うのだ。所有者がはっきりしていないというのはどのくらいあるものなのか、市内で。

税務 課長 確かに空き家になって、例えば相続等々ではっきりしている方にはその納税義務者ということにするのだけれども、中にはそういった相続がまだ決まっていないとか、

相続のところがわからない、そういう状態の中での空き家というのが確かにある。そういったのはちょっと件数的には私たちも把握していないし、なおかつ免税点だろうか。家屋の場合は 30 万以下だと今度それが免税点になってしまうので、納税義務がないという形になってしまうので、そういった面についても、ちょっとそういったのも空き家というはあるので、現状ではちょっと把握のあれができないような状態になっている。大変申しわけないのだけれども。

小林 重平 たしか更地にすれば高くなる、固定資産税が。建物が建っていれば安くて、更地にすると高くなるからということで壊さない方も結構いるという。この辺はどうか知らないけれども、都市部に固定資産税の高いところはそういうところがあるという話もあるし、それと同時に崩壊寸前の空き家もあるわけだ。今それが問題になっているわけだ。それを公的資金を使って解体するのがいかなものかというのもたしか問題になっている。税金を使って倒壊する危険のあるものをというのを。そういうのをやっぱり税務課としてきちんとその辺を把握しておかないと、ただあるみたいただけでは予算組むにも何するにも、計上するにしても、おかしくなると思うのだ。特に今言う倒壊寸前で持ち主がはっきりしない。これを何回も言うが、それを公的資金を使って解体する。では、解体した後の土地はどうなるのか。それは、没収するのかというのか、ただ壊すだけなのか。今俺が聞いているのは壊すだけなのだろうけれども、危険だということで。その辺のこともやっぱり税務課として、この辺ないと思うのだけれども、我が荒川地区においても、今選挙だから、あちこち歩くとそういううち、家屋が見えるわけだ、危ないやつが。それもみんなあるのはどこかといえ、30 年前、40 年前荒川地区で一番繁栄したところなのだ。そういうところが跡継ぎがいなくなったり、どういうわけか知らないけれども、こうなって危険な状態の家屋が相当数あるということなのだ。そうすると、税金云々よりも危険度の問題が出てくるわけだから、その辺市長等連絡を取り合って、やっぱりきちんとその辺のデータをとっておくべきだと思うのだけれども、課長、いかがか。

税務 課長 空き家の危険家屋については、市民課のほうでいろいろそういった地元の市民から、あるいはそういったところから情報等を得て、そういった危険なものについては市民課のほうで空き家の担当しているので、そっちのほうで把握しているし、所有者がどなたなのだというようなことで税務課のほうによく照会してもらっているというように、そういった空き家対策については市民課のほうで鋭意そういった取り組んでいるところだ。なお、今言ったようにさまざまなそういった問題点があるので、その点については市民課のほうといろいろと連絡調整しながらやっていきたいと思うが、大もとのほうでは市民課のほうでいろいろやっているのも、もしあれば市民課長のほうからと思うけれども。

市民 課長 市民課のほうで行っている空き家対策については、危険な空き家と管理が十分されていない空き家についての対策になるわけであるけれども、これについてはこちらの

ほうでも今全部の調査をして対応しているというような状況ではなくて、情報提供のあったものについて対応しているというような状況である。こちらのほうに今情報提供のあった空き家については156件ある。そのうちこちらのほうで連絡がとれたもの、その相続人等のほうに通知ができたものについては145件ある。ただ、その中で連絡がとれているものについては124件ということである。これまでに対応していただいた件数についてはそのうち66件、建物の取り壊しが22件というような状況である。これまでずっと放置されてきた空き家であるので、なかなかすぐに解決に至らないというような状況である。以上である。

小林 重平 全国で850万ぐらい空き家があると言われている。そのうちの何%が村上市にもあるわけだけれども、これはただ空き家が問題というのではなくて、やっぱり村上市の景観として空き家が見えるというのは村上市のイメージダウンになるわけだから、やはりこういったものは本当に皆さんお願いするというのは大変なことだと思うのだけれども、ぜひそういった意味で積極的に空き家対策を進めていただきたいと思っている。もう一点いいか。

本間分科会長 どうぞ。

小林 重平 先ほど軽自動車がふえたと言ったよね、昨年度六百五十何台か。ことしに入って、ことしの見込みからいくと減ると思うのだ。もう新聞等で見ればわかるとおり軽の売れ行きが悪いと。当初は税金安いということで、皆さん燃費もいいということで大分軽が売れたわけだけれども、軽自動車関係が。特に乗用車関係が売れたわけだけれども、今度売れなくなってきていると。そうすると、それがふえたというのは私思うには駆け込みで買ったのかなというような気がするのだけれども、課長はその辺どのように受けとめているか。

税務 課長 この予算積算をしたのが10月なので、10月までの動向がそういった形の中でふえてきているということだったし、それ以降については一応昨年度の見込みがあるので、それらを加味して、さっき言ったように630台ふえるのではないかなというようなことで見込んだ。それで、先ほど木村委員さんのほうに言わなかったのだけれども、金額的にはおよそ450万ほどふえるということだけれども、一応そんなような見込みを立てて積算したということだけれども。

小林 重平 ちょっと甘いのではないかな。減っているのだ、車の販売台数は軽は。スズキ自動車なんか困っているわけだ。ダイハツなんてもう完全にトヨタの子会社になったわけだ。だから、そういうふえるというのはちょっとあれなのではないかな。俺の感覚からいくとそんな甘いものかなと。ふえることはいいことなのだけれども、ふえなかった場合困るわけだろう、予算上困るというか。その辺の受けとめ方なのだけれども、私はそう思うのだけれども、やっぱり課長はふえると思っているのか。

税務 課長 先ほど言ったように10月までのものについては一応ふえているというようなものがある。ただ、それ以降については先ほど言った昨年度の見込みということで、3月

までに取得したものについて平成 28 年度賦課すると、こういうことなので、今言ったように今後、もう 3 月入っているけれども、4 月以降例えば台数が少なくなると、販売台数とか取得台数が少なくなるということであれば、それはまた今度次の平成 29 年度の予算というようにことで反映されるというふうに思っているので、私はその辺ふえるというか、そのぐらい昨年度と比べてなるのではないかなというふうに感じている。

小林 重平 終わる。

分科会長（本間清人君）休憩を宣する。

（午前 10 時 58 分）

分科会長（本間清人君）再開を宣する。

（午前 11 時 09 分）

本間分科会長 ここで、税務課長から発言を求められているので、これを許す。

税務 課長 先ほど私空き家の件で空き家のさまざまな家屋の課税標準、ちょっと 30 万という話をしたのだけれども、20 万以上ということで課税というふうになるということで、その辺訂正させていただく。

本間分科会長 ご了承願う。

第 11 款 交通安全対策特別交付金

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第 12 款 分担金及び負担金

（質 疑）

木村 貞雄 衛生費負担金のごみ処理場運営費負担金、増額になっている内容について。

環境 課長 項目的には維持管理費、それから建設事業費、それから起債償還分等で項目になっているが・・・

木村 貞雄 運営負担金のほう。

環境 課長 運営負担金。それで、今回はごみ処理場の・・・旧荒川郷のごみ処理場の解体の分の負担金が含まれるということで増額になっている。

第 13 款 使用料及び手数料

（質 疑）

木村 貞雄 衛生手数料のし尿処理手数料の滞納繰越分あるのだけれども、これは何件ぐらい残っ

ているのか。

本間分科会長 いいか。わかり・・・

木村 貞雄 わからなければいいけれども、可能性はあるのか、徴収される。

本間分科会長 課長、いいか。わかる。

生活環境室長 今正確な件数はちょっと持っていないのだけれども、12 月末現在で滞納繰越分、これまた随時変わっているわけなのだけれども、そこで 79 件ほどあったのだけれども、ことし平成 27 年度でも 45 万ほど実際入っているので、今まで滞繰分ということで予算計上していなかったのだけれども、30 万ぐらいは入ってくるだろうということで見込んでいる。

第 14 款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第 15 款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第 20 款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第 2 款 総務費

(説 明)

市民 課長 それでは、61P、62Pをお願いをする。2 款 1 項 9 目交通安全対策費 6,531 万 7,000 円については、説明の 1、交通安全対策一般経費として 2,040 万 1,000 円で、主なものについては交通安全指導員等報酬 1,565 万円を初めとして交通安全指導車の関係の燃料費、修繕料、次のページに行って自転車等駐車場関係の経費である自転車整理業務委託料、借地料及び交通安全協会支部事業費補助金である。次に、2 の交通安全対策施設管理経費 286 万 9,000 円についてはカーブミラーの関係の予算である。ミラーの購入費、修繕及び新設の工事費である。次の 3 については、交通安全対策費職員人件費 4,204 万 7,000 円である。続いて、10 目消費者行政費 502 万 3,000 円については消費生活センター関係の経費である。消費生活相談員の経費として報酬 345 万 9,000 円、社会保険料 50 万 8,000 円のほか、講座や啓発等に使用するリーフレット等の購入費として消耗品費、それから無料法律相談委託料などとなっている。次

に、11 目防犯対策費については 7,056 万 4,000 円である。前年度と比較して 1,752 万 7,000 円の増となっているが、これは防犯灯の LED 化が主な理由となっている。初めに、1 の防犯対策経費であるが、6,902 万 5,000 円である。主に防犯灯の新設、維持管理関係の経費である。光熱水費が 3,140 万円、これは防犯灯の電気料である。それから、防犯灯の修繕料として 3,500 万円。これについては約 800 灯分の防犯灯の LED 化の経費も含んでいる。次のページのほうに願います。2 の空き家等管理不全防止対策経費としては 153 万 9,000 円である。主なものについては事務補助員賃金の 120 万 1,000 円である。以上である。

税務 課長 それでは、69P、70P の 2 款 2 項の徴税費であるが、本年度予算額は 3 億 3,824 万 4,000 円を計上した。前年度比較では 2,880 万 9,000 円、9.3% の増となっている。主な項目についてご説明する。次の 71P、72P をごらんになっていただきたいと思う。1 目の税務総務費であるが、本年度予算は 2 億 5,714 万 1,000 円で、前年度比較では 251 万 7,000 円の減となっている。主なものであるが、説明欄の 2、税務総務費経費の中の収納推進員報酬で 518 万 8,000 円は収納推進員 3 名分の報酬である。業務としては、滞納者の訪問徴収と現年度分の未納者に対する納税催告が主なものである。事務補助員賃金 812 万 2,000 円は、申告事務補助、収納事務補助、評価事務補助等の賃金となっている。それから、説明欄の 3 の税務総務費職員人件費であるが、本庁と支所の職員 33 名分の給料、手当である。前年度比較では 433 万 9,000 円の減となっている。これは、職員 1 名の減と職員の人事異動に伴うものである。続いて、2 目の賦課徴収費であるが、予算額 8,110 万 3,000 円で前年度比較では 3,132 万 6,000 円の増となっている。増となった主な要因については、標準宅地鑑定評価業務委託料の増によるものだ。これは、平成 30 年の基準年度評価がえにおいて活用するため、標準宅地等の鑑定評価を行うものだ。そのほかの支出については、説明欄 1 に記載されているとおり毎年の納税通知の発送等のための消耗品費や印刷製本、郵便料、また平成 29 年度から実施するコンビニ収納導入経費の必要経費を合わせて 1,477 万 1,000 円を計上しているほか、平成 30 年度基準年度評価がえにおいて活用するための街路条件及び路線の見直しなどを行う土地評価替業務委託料 541 万 1,000 円、固定資産システムのデータの異動修正を行う地番現況図・家屋現況図異動修正業務委託料で 782 万、また土地の価格修正に活用する標準宅地時点修正業務委託料として 270 万 7,000 円を計上した。また、所得の更正等による還付金として前年度同様の 1,960 万円を過誤納還付金として計上している。以上だ。

市民 課長 それでは、下のほうからであるが、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 1 億 2,295 万 9,000 円については、前年度と比較して 3,233 万 7,000 円の減となっている。これについてはマイナンバーの初回通知に要する経費と人件費の減が主な理由である。説明欄の 1、戸籍住民基本台帳経費として 1,193 万 6,000 円で、内訳については次のページとなっている。戸籍謄抄本、住民票などの交付及びマイナンバーカードの交付に係る

地方公共団体情報システム機構負担金等の経費である。2 のパスポート事務経費については 21 万 2,000 円、パスポートの交付のための経費である。3 の戸籍住民基本台帳費職員人件費 1 億 1,081 万 1,000 円については、職員 18 人分の人件費である。

第3款 民生費

(説明)

市民 課長 それでは、87、88Pをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費、16 の人権・同和対策費 95 万 2,000 円については、人権研修の講師謝礼、男女共同参画の意見交換会の参加謝礼、各種研究集会や研修会への旅費及び参加費、それから人権擁護委員協議会を初めとする人権関係団体の負担金となっている。17 の人権啓発活動地方委託事業経費 76 万 2,000 円については、県からの採択事業で人権啓発に取り組むものである。講演会やミニ人権展、人権リーフレットの配布などによる啓発等を予定している。それから、95P、96Pをお願いします。3款1項5目の国民年金事務費として 985 万 6,000 円である。説明の1、国民年金事務経費 171 万 3,000 円については事務補助員賃金 115 万 2,000 円のほか、消耗品費及び広報掲載のための印刷製本費等である。2については国民年金事務費職員人件費として 814 万 3,000 円である。以上だ。

第4款 衛生費

(説明)

環境 課長 ページのほうは 111P、112Pを開いてください。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、説明欄1、環境衛生総務一般経費 261 万 1,000 円のうち、主なものについてご説明する。環境審議会委員報酬 22 万 8,000 円及び環境基本計画等進捗管理委員会委員報償 19 万円は、それぞれ2回の委員会を開催することで予算計上している。消耗品費 30 万円は、2保育園で地球環境を守る会等のご協力を得て、グリーンカーテンを実施する経費のほか、消耗品類を計上している。施設維持保全業務委託料 45 万円は、各市営墓地の除草委託料である。工事請負費 50 万円は、希少種セナミスミレ等海浜植物を保護するため、瀬波海岸の生育地に保護柵の設置を行うものである。113P、114Pをお願いします。害虫駆除用薬剤購入補助金 50 万円は、害虫駆除用薬剤を希望する集落へ薬剤の現物助成をしていたものを平成 28 年度から補助金として助成するものである。説明欄2、排水路清掃等経費 1,075 万 6,000 円は、村上地区の清水川等の清掃に関する経費及び側溝の土砂運搬に係る経費である。説明欄3、畜犬登録等経費 93 万 4,000 円は、犬の登録及び予防注射等に係る経費である。説明欄4、新エネルギー推進事業経費 2,405 万 4,000 円である。住宅用太陽光発電システム設置費補助金 2,100 万円で、木質バイオマスストーブ設置費補助金 300 万円であって、昨年度と同額予算計上である。説明欄5、岩船沖洋上風力発電推進事業経費 316 万 4,000 円である。推進委員会に係る経費のほか、事務補助員1名の経費を新たに計

上させていただいた。講師・指導員謝礼 32 万 4,000 円は、講演会等の講師謝礼である。説明欄 6、個別浄化槽経費は 945 万 1,000 円である。合併処理浄化槽維持管理費助成金 570 万円は、平成 26 年度から新たに設けた助成金である。合併処理浄化槽設置費補助金 372 万円は、7 人槽の 3 基分の設置を見込んで計上している。説明欄 7、環境衛生費職員人件費 7,651 万円は、職員 9 人分の計上である。次に、4 款 1 項 4 目火葬場運営費である。説明欄 1 の火葬場運営経費は 1,829 万 7,000 円である。指定管理料 1,085 万 4,000 円は、村上無相院 393 万 2,000 円、荒川普照園 298 万 8,000 円、山北火葬場 393 万 4,000 円である。115 P、16 Pをお開きください。借地料 162 万 8,000 円は、村上及び山北の火葬場の借地料である。工事請負費 561 万 6,000 円は、村上火葬場の燃焼室の修繕工事費である。6 目公害対策費である。説明欄 1 の公害対策一般経費は 421 万円である。水質検査委託料 131 万 8,000 円は、公共用水路 36 カ所、地下水 23 カ所に係る水質検査の経費である。自動車騒音常時監視業務委託料 99 万 4,000 円は、騒音規制法第 18 条に基づく調査である。臭気測定検査委託料 166 万 3,000 円は、昨年度から 81 万 6,000 円増額するもので、臭気測定を実施する畜舎を 5 施設ふやすことや一部の畜舎において年 2 回の測定回数を 3 回にふやすものである。それにより合わせて 12 施設の畜舎の臭気測定を行い、監視を強化、指導を行っていくものである。それから、117 P、118 Pをお開きください。4 款 2 項清掃費、1 目清掃総務費をお願いする。説明欄 1、不法投棄対策経費 46 万 4,000 円は、投棄防止看板及び不法投棄されたタイヤ等の処分に係る経費である。説明欄 2、清掃総務一般経費 21 万 3,000 円は、各協議会等の負担金になる。説明欄 3、清掃総務費職員人件費 5,294 万 7,000 円は、職員 7 人分の計上である。次に、2 目塵芥処理費である。説明欄 1、ごみ清掃対策経費 3 億 4,550 万 9,000 円である。消耗品費 3,400 万円は、指定ごみ袋作成等に係る経費である。大、中それぞれ 135 万枚、小 50 万枚、ほか瓶回収用袋等である。印刷製本費 100 万円は、ごみカレンダー印刷が主なものになる。ごみ袋等取扱手数料 1,140 万円は、ごみ袋販売代金の 15%を手数料として支払うものである。ごみ・危険物等収集委託料 2 億 6,121 万 3,000 円は、ごみ、危険物の収集に係る委託料である。廃棄物処分委託料 3,112 万 9,000 円は、空き瓶及びプラスチック製容器包装のリサイクル協会への引き渡しまでの中間処理及び保管料である。説明欄 2、ごみ処理場運営経費は 3 億 7,124 万 3,000 円である。それで、主なものについてご説明する。ページは 119 P、120 Pになる。ごみ・危険物等処理委託料 855 万円は、廃乾電池、蛍光灯等の処理委託料及びテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコンの運搬処分に係る委託料である。焼却残渣撤去処分検討業務委託料 549 万 8,000 円は、旧ごみ処理場の敷地内に埋め立てをしていた残渣物を撤去することで計画しているものだが、平成 27 年度に調査したところ想定よりも量が多いことから、撤去方法等について経済性も含めて検討を行うものである。ごみ処理場運営業務委託料 2 億 8,207 万 1,000 円は、ごみ処理場運営に係る委託料である。運営モニタリング業務委

託料 529 万 2,000 円は、運営が順調に進んでいるかについてのモニタリングを専門業者に委託し、ごみ処理場の運営をチェックするものである。運営業務技術指導業務委託料 90 万 8,000 円は、運営業務に係る技術指導のための委託料である。固化灰運搬埋立業務委託料 602 万 7,000 円は、固化灰をごみ処理場から荒沢最終処分場への運搬、埋め立てに係る業務の委託料である。焼却灰資源化業務委託料 5,875 万 2,000 円は、焼却残渣の 7 割を埼玉県寄居町の民間リサイクル会社に焼却灰の処理を委託するもので、残りの 3 割については S P C が同じところで処理を委託しているものである。説明欄 3、最終処分場運営経費は 3,771 万 6,000 円である。消耗品費 465 万円は、水処理に係る薬品代である。光熱水費 460 万円は電気料になる。施設管理業務委託料 1,492 万 6,000 円は、荒沢最終処分場の水処理施設の維持管理委託料である。水質検査委託料 405 万 7,000 円は、板屋越及び荒沢の最終処分場に係る地下水等の水質検査の委託料である。説明欄 4、荒川郷施設維持管理経費は 1 億 7,188 万 3,000 円である。前年より 1 億 4,956 万 3,000 円の増になる。これは、平成 28 年度から旧荒川郷ごみ処理場の解体に着手するもので、測量設計等委託料 476 万 3,000 円は解体工事の施工監理業務の委託料である。工事請負費 1 億 5,887 万 7,000 円は、解体工事に要する費用が主なものである。工事請負費の中には周辺圃場整備に伴う最終処分場の排水路本復旧費 54 万円も含まれているものである。そのほかは最終処分場の維持管理に係る経費で、水管理の光熱水費、施設管理業務委託料、水質検査委託料が主なものである。続いて、3 目し尿処理費である。1、し尿収集経費は 1 億 3,152 万 8,000 円である。ページは 121 P、122 P になる。主なものについてご説明する。し尿収集委託料 9,179 万 5,000 円である。下水道の普及によりし尿の量が減ってきていることから、平成 26 年度から定額制としているものである。胎内市清掃センター運営管理委託料 3,829 万 5,000 円は、荒川地区のし尿処理を胎内市に委託していることに係る委託料である。説明欄 2 のし尿処理施設管理運営経費 1 億 5,481 万 9,000 円は、し尿処理施設アクアセンターの指定管理等に係る経費である。工事請負費 4,000 万円は、定期設備修繕工事である。以上だ。

第 8 款 土木費

(説 明)

環境 課長 ページは 161 P、162 P をお願いします。8 款土木費、6 項都市計画費、3 項公園費のうち、説明欄 1 の都市公園維持管理経費で予算額 1,497 万 2,000 円である。市内 31 カ所の公園の維持管理に係る経費である。主なものについてご説明する。光熱水費 167 万円は、公園のトイレ等の電気料及び上下水道料である。施設維持保全業務委託料 1,154 万 1,000 円は、公園の清掃及び除草に係る経費である。以上である。

第 2 条 第 2 表継続費

(説 明)

環境 課長 ページは7 Pをお開きください。第2表、継続費の予算である。4款衛生費、2項清掃費の事業名は荒川郷ごみ処理場解体事業になる。総額は2億3,300万円である。解体事業に要する測量設計等委託料としての工事監理委託費及び工事請負費である。2カ年の継続事業として解体事業を実施していくもので、年度終わりを平成28年度1億6,310万円、平成29年度は6,990万円として解体工事を予定するものである。以上だ。

歳出

第2款 総務費

(質 疑)

長谷川 孝 住基のところのマイナンバーのカードのことをちょっと聞きたいのだけれども、写真付きのカードというのは申し込み率というのか、普及率というのか、それはどのぐらいなのか、今。

市民 課長 個人番号カードの写真ということによろしいか。

長谷川 孝 はい。

市民 課長 写真つきについてはもう初めからつくような形のものになっている。それで、今現在の交付の状況であるが、通知のはがきを出したものが1,901枚になっている。それで、交付済みが1,094枚。これは、3月8日現在である。

第3款 民生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第4款 衛生費

(質 疑)

長谷川 孝 118Pのごみ袋の取り扱いのごみ袋本体についてちょっと聞きたいのだけれども、関西あたりだとほとんどの自治体が取っ手というのか、要するに持っていけるというやつがついているのだって。それで、では値段は今までのとどこ違うのだといったら全く同じ値段でできるみたいなことを、インターネットとかで調べたらそういうことなのだが、村上市の場合は今の袋になって相当年月たつのだけれども、今までそれで何か不便だとか、そういう市民の声とかはないのか。

環境 課長 市民の方々からは、特に袋の形状についての何かご意見はない。取っ手のついているものもよそにはあろうかと思うけれども、今のところ今の形が、縛るという形がなじんでいるのではないかなと思っている。

長谷川 孝 確かに一時弱いということで、強度上げてもらったということで市民の皆さん満足な

のだと言え、そうすれば例えば新潟県内の場合とかを調べて研究したりとかというのは今までないのか。例えば村上のやつが一番いいというふうに思っているのか。それとも、例えば底をつけるとか、今みんな丸いわけだろう。中を入れると丸くなるわけ。それで、底をつけて取っ手つけるとかいうようなことは考えたことはないか。

環境 課長 先ほども申し上げたけれども・・・

長谷川 孝 ないのね。

環境 課長 済みません。

木村 貞雄 120Pの上のほうからなのだけれども、固化灰運搬埋立業務、これ増額になっているのだけれども、この理由は。

環境 課長 平成 27 年度から新しいごみ処理場を運転しているけれども、その実績に基づいて若干増額している。

木村 貞雄 それから、最終処分場、3番と4番の荒川郷も関連するのだけれども、この中の水質検査委託料というのが板屋越、荒沢の関係だけれども、これ減額になっているのだけれども、回数とか業者が変わったとか、その辺あるのか。

環境 課長 水質検査の部分であるけれども、回数等は変更していない。見積もりの中で金額が減額になっているものである。

木村 貞雄 同じ業者か。

環境 課長 業者については入札になる。

木村 貞雄 予定している見積もりということ。

環境 課長 数社からの見積もりで予算計上させていただいたので、その中で入札がなって、相場が低くなっているのだろうなということで考えている。

木村 貞雄 もう一つ、上のほうの固化灰の下の通行料というのはどこにかかるのか。

生活環境室長 この通行料であるけれども、先ほどその上の焼却灰の資源化を埼玉県のほうでこれやっているの、1年に1回私も法律の関係で現地確認に行ってくる。今年度も行ってきたけれども、昨年まで総務費のほうで一括計上していたのだが、各款で計上してくれということで今回新たに出たものであって、今年度は総務費から支出している公用車の高速道路の通行料である。

木村 貞雄 終わる。

小林 重平 お願いだけれども、説明の中で委員会報酬等の金額はわかるのだ、書いてあるから。要は何名なのかとか、そういうところを説明してもらわないと、金額は書いてあるわけだから、それをちょっとこれから説明するようにしてください。別に今はいいけれども、それはこれからそういうふうにしていただきたいと思う。それから、これは私が毎回言っているのだが、火葬場、昨年の委員会でも言ったけれども、友引の場合今やっていない。以前は荒川はやってきたと。だから、やってもらいたいのだということを去年申し上げた。その後検討すると言ったのか、何とか言ったはず

なのだけれども、どういう結果になった。

環境 課長 前回私答弁しているかと思うけれども、火葬場については指定管理期間が平成 28 年度までと、一区切りになる。その区切りをつけて、友引の関係については前向きに検討していくつもりでいる。

小林 重平 なんだって検討する、検討すると言うのだけれども、検討した結果は今まで聞いたことないのだ、検討した内容を。だから、ことしはもうまた検討するのだろうか、平成 28 年度、来年が公募の関係ということだよ。そのときではちゃんと検討した結果、ひとつご報告願いたい。そして、お願いしたいのは我が地域においては友引でもやっているわけだ。ずっとやってきたのだ。だから、私はあえて村上市全部統一することないと思う。その地域地域のこれも文化と風習だ。その地域のあれがあるわけだから、それはそれで合わせて運営をやってもらいたい。それをひとつ強く頭の中に覚えておいていただいて、その検討委員会に臨んでいただきたいと。課長、お願いします。

環境 課長 前からもその件についてはご意見いただいているところである。平成 28 年度までは今の指定管理の中で動いていくので、新しく平成 29 年度からその部分については検討というか、前向きに検討ということでお伝えしたいと思うが、お願いします。

小林 重平 役所言葉ではだめ。終わる。

第 8 款 土木費

(質 疑)

本間分科会長 では、私からちょっと 1 点だけ。

(分科会長、副分科会長と交代)

本間 清人 この都市公園維持管理費なのだが、整備経費は都市計画課という課も今あるわけだ。建設課と 2 課になった。いつも土木費の中にこの部分だけが環境課が入ってくるわけだが、何か例えば特定財源の関係で、保育園と幼稚園の違いみたいな部分でこの課がどうしても環境課でないとだめだというのなら別なのだが、何かここだけが環境課ではなくて、やっぱりこれも都市計画課とかそういった方向に移行するわけにはいかないものなのだろうか。それは副市長か。

副 市 長 これについては今までずっとこういう形でやってきたということであるので、これらの課については今後また庁内で検討させていただく。前向きに検討させていただく。

(副分科会長、分科会長と交代)

第 2 条 第 2 表継続費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間分科会長 これでは質疑を終わる。これで税務課、市民課及び環境課所管分の審査等を終わる。

分科会長（本間清人君）休憩を宣する。

（午前11時54分）

分科会長（本間清人君）再開を宣する。

（午後1時09分）

引き続き、議第62号 平成27年度村上市一般会計補正予算（第9号）のうち市民厚生常任委員会所管分についての保健医療課、福祉課、介護高齢課所管分について、担当課長（保健医療課長 菅原順子君、福祉課長 長 研一君、介護高齢課長 富樫孝平君）から、最初歳入について説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第14款 国庫支出金

（説明）

介護高齢課長 それでは、第14款国庫支出金、2項2目1節社会福祉費補助金、1の介護保険事業補助金であるが、介護保険システム改修費用補助金として国から内示された250万円を計上した。

福祉 課長 それでは、説明させていただく。年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事務費補助金である。これとあわせて、その次の部分にも給付事業費補助金という形でのせてある。事務費のほうは1,282万3,000円、給付事業費のほうは2億7,000万ということになっている。これ国のほうの平成27年度補正予算で行う事業であって、こちらのほう新規事業となるので、ちょっと概要とかお話しさせていただきたいと思っている。こちらのほうは年金をもらっている方で低収入の方、市民税非課税ということになるわけであるけれども、この方々に対して1人一律3万円、これを支給するという事業である。それで、村上市のこれからの計画なのであるが、これ今回の補正予算に出ているわけであって、この後5月の連休明けから私どもこの対象となる皆様に連絡差し上げて、それから支給手続等進めていくようなことで考えているところである。大体簡単に申し上げて詳細、そういったやり方を考えているところである。それでは、2節児童福祉費補助金のほうであるけれども、こちらの子どものための教育・保育事業費補助金100万円である。こちらのほうは国のほうの多子世帯軽減もあって、そちらのほうに対するシステム改修に係る補助金である。国から2分の1の補助となって、上限100万円となっているものである。

第 20 款 諸収入

(説 明)

- 介護高齢課長 それでは、12P、13P お願いする。第 20 款諸収入、5 項 1 目民生費受託事業収入、1 節社会福祉費受託収入であるが、生活管理指導短期宿泊事業受託収入 21 万 3,000 円であるが、やまゆり荘のショート利用分である。以上だ。
- 福祉 課長 それでは、6 項雑入になる。5 目過年度収入ということで、過年度生活保護費等国庫負担金、その下の県負担金というふうになっている。これ平成 26 年度分の精算に対する追加交付分である。以上である。

歳入

第 14 款 国庫支出金、第 20 款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第 3 款 民生費

(説 明)

- 福祉 課長 それでは、18、19P になる。こちらまず初めに説明欄 1、臨時福祉給付金給付事業経費の返還金である。こちら平成 26 年度の精算分である。その下になって、2、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業経費である。こちらのほう、この部分について先ほどお話しさせていただいた事務費の部分である。それで、一番下の年金生活者等支援臨時福祉給付金 2 億 7,000 万、こちらのほうが皆様方にお配りする予定のものになっている。その下になるが、3、地域生活支援経費、4、障害者自立支援経費、5、重度心身障害者医療費助成経費、こちらのほうについては平成 27 年度今後の見込みということでこの金額を上げさせていただいたものである。
- 保健医療課長 6、国民健康保険特別会計繰出金 57 万 2,000 円で計上した。これは、職員の給与等の繰出金となっている。
- 福祉 課長 7、社会福祉総務費職員人件費である。こちら給与改定に伴う増の分である。
- 介護高齢課長 20、21P をお願いする。3 目老人福祉費、説明欄 1、高齢者生活支援経費の軽度生活援助サービス委託料 33 万 7,000 円であるが、これまでの実績をもとに 3 月までの間で不足が見込まれることから、補正をお願いするものである。
- 保健医療課長 2、後期高齢者医療特別会計繰出金 1 万円だが、これも職員給与等の繰出金となる。
- 介護高齢課長 3 の介護保険特別会計繰出金 1,082 万 2,000 円であるが、職員の人件費及び給付費等の財源である。それから、4 の老人福祉職員人件費 25 万 6,000 円であるが、これは給与改定等に伴う職員の人件費の調整である。次に、4 目老人福祉施設費、1、老人ホーム運営経費の生活管理指導短期宿泊事業委託料 42 万 6,000 円であるが、やま

ゆり荘のショート利用の分である。今後不足が見込まれることから、補正をお願いするものである。次に、2の老人介護施設経費169万9,000円であるが、上海府サービスセンターの指定管理料についてであるが、当初積算した積算単価と平成26年度の介護報酬改定による積算単価に差が生じたことから、給付費収入影響額320万4,400円の増と、それから理学療法士の人件費を当初営業日全てを見込んで積算していたが、日数に差が生じたことから、150万6,000円の返還が生じたことから、この差額について補正をお願いするものである。以上だ。

福祉 課長 それでは、2項1目である。児童福祉総務費である。こちらのほう、まず初めに説明欄1、子育て世帯臨時特例給付金給付事業経費ということであるが、これは平成26年度分の精算分ということになる。その下になるが、2、児童福祉総務費職員人件費、こちらのほう給与改定等に伴うものである。2目の母子父子福祉費である。こちらの説明欄1、ひとり親家庭等医療費助成経費、これ今後の見込みということで上げさせていただいた。それで、3目児童措置費である。説明欄1、保育園運営経費の中で指定管理料である。こちらのほう人事院勧告等に伴って、保育士単価の引き上げがあって、その分について上げさせていただくものである。また、その下、2、児童措置費職員人件費であるが、給与改定等に伴うものである。また、次のページごらんいただければと思うが、3、保育園職員人件費ということで、こちらのほうも給与改定に伴うものである。その下になって4目学童保育費の説明欄1、学童保育経費、こちらのほう臨時指導員の賃金ということになるが、こちら加配だとか資格取得などに伴って、今後これだけのもの必要となってくるということで上げさせていただいたものである。その下になって生活保護、こちらの関係は平成26年の精算分、また人件費については給与改定に伴うものである。また、扶助費のほうについても今後の見込みということで500万円上げさせていただいている。以上である。

第4款 衛生費

(説明)

保健医療課長 4款1項1目だ。2、保健衛生総務費職員人件費は25万4,000円計上した。これは、人件費の調整によるものだ。2目予防費、1、母子保健経費38万円だ。これは、特定不妊治療費の助成金として計上した。12月補正予算の算定時点では、過去3年と比較しても大幅にはふえている状況ではなかったのだが、11月中旬以降から申請が多くあって、予算が不足になったため上げさせていただいた。次のページ、24、25Pをお願いする。2、予防費職員人件費、これは139万6,000円計上した。これも人件費の調整だ。以上だ。

第2条 第2表繰越明許費

(説 明)

福祉 課長 繰越明許ということで、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業経費である。これ 2 億 8,282 万 3,000 円。これ国のほうの補正予算ということで今回上げさせていただいて、これを平成 28 年度に行うという予定になっているものである、それで繰り越しということで上げさせていただいたものである。

歳出

第 3 款 民生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第 4 款 衛生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第 2 条 第 2 表繰越明許費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

【賛否態度の発言】

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第 62 号のうち市民厚生分科会所管分は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

引き続き、議第 3 号 平成 28 年度村上市一般会計予算のうち市民厚生常任委員会所管分についての保健医療課、福祉課、介護高齢課所管分について、担当課長（保健医療課長 菅原順子君、福祉課長 長 研一君、介護高齢課長 富樫孝平君）から、最初歳入についての説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

第 12 款 分担金及び負担金

(説 明)

介護高齢課長 それでは、21 P、22 P である。第 12 款分担金及び負担金、2 項 2 目 1 節社会福祉費負担金であるが、主なものについてご説明する。説明 1 の老人ホーム入所者負担金

1,622 万 4,000 円であるが、やまゆり荘 40 人分と胎内やすらぎの家の 4 人分を計上した。それから、2 の老人ホーム入所措置費負担金 2,451 万 3,000 円であるが、関川村からの入所者分 10 名分を計上している。それから、3、軽度生活援助サービス利用料 58 万 6,000 円だが、ヘルパー利用に係る分である。4、生きがい活動支援通所サービス利用料 85 万円であるが、神林いこいの家で行っている事業である。以上である。

福祉 課長 それでは、8 番から説明させていただく。8 番の障害者給付費等審査会負担金、これと 9 番の村上・岩船地域自立支援協議会共同設置負担金、こちらは今までほとんど変わらない。関川村、栗島浦村の共同でやっている関係での負担金になる。それで、その下になるが、2 節児童福祉費負担金である。こちら保育園入園者負担金である。こちらのほうは金額 2 億 856 万 8,000 円ということで、実は昨年度と比較すると 7,300 万減収の予定となっている。これは、平成 28 年度に計画している多子世帯の保育料軽減による影響の額ということで考えているものである。あと、3 番から 6 番までについては例年どおり私ども想定しているものである。

保健医療課長 3 目衛生費負担金、1 節保健衛生費負担金、説明欄 2、基本健康診査一部負担金 42 万円だが、これは 30 代の受診者の一部負担金で、実績から 280 人分計上した。3、各種検診一部負担金 1,006 万 1,000 円計上した。これは、がん検診の負担金を見ている。4、医療施設等設備整備負担金 24 万円、これは関川村、栗島浦村分だ。あと、5、市急患診療所運営負担金、これは 23 万 7,000 円計上したけれども、これは関川村民の利用実績からこのように計上した。

福祉 課長 それでは、6、未熟児養育医療一部負担金である。こちらは 19 人分見込んで、1 人当たり 4 万円と想定して 76 万円となっている。

第 13 款 使用料及び手数料

(説 明)

福祉 課長 それでは、続いて一番下になる。1 項 2 目 1 節社会福祉使用料、説明欄 1、行政財産使用料である。こちらのほうは例年どおりとなっている。

保健医療課長 13 款 1 項 3 目だけれども、急患診療所使用料だけれども、昨年の実績から 1,547 万円計上した。

福祉 課長 それでは、26 P になる。2 項 2 目 1 節社会福祉手数料、説明欄 1、民生関係諸証明手数料である。こちら生活保護関係とかそういった関係、またハローワーク提出の部分とか、そういった関係の証明手数料である。

第 14 款 国庫支出金

(説 明)

保健医療課長 14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金、1 節社会福祉費負担金、説明欄 1、保険基盤安定

負担金だが、5,579 万 5,000 円を計上した。これは、保険税の軽減対象となった一般の被保険者数に応じて平均保険税額の一定割合を補填することにより保険者を支援するというものだ。今回軽減対象者の範囲及び算定率が拡大された。負担割合は国が2分の1だ。

介護高齢課長 2の低所得者保険料軽減負担金 517 万 8,000 円であるが、介護保険料の所得段階、第1段階の保険料について、年額 3 万 1,800 円を 2 万 8,620 円に減額している差額について公費で保険料を補填する分、国が負担する割合は2分の1である。対象者は 3,257 人分計上した。以上だ。

福祉 課長 3、特別障害者手当等給付費負担金である。こちら特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当ということで、こちらのほうの事業費から4分の3ということで上げている。また、その下の4、障害者自立支援給付費負担金である。こちらは国から2分の1ということになっていて、前年並みである。5、障害者医療費負担金である。こちらのほうも国のほうの負担割合2分の1ということで、昨年とそんな大きな変わらない。6番の障害児通所サービス費負担金、こちらのほうも国のほう2分の1ということになっていて、特に変わらない。生活困窮者も昨年同様である。それでは、2節児童福祉費負担金、説明欄1、児童扶養手当負担金である。こちらのほうについても今年度については若干減少であるけれども、今の実績から割り出した数字になっているので、よろしくお願ひしたいと思う。2、児童手当負担金であるが、こちらのほうも同様の計算をしているものである。また、3番目に子どものための教育・保育給付費負担金ということであるけれども、こちらのほうについては認定こども園運営経費、また地域型保育事業の経費のほうから利用者負担額差し引いた額の2分の1ということだけでいただけるものになっている。その下になるが、4、児童入所施設措置費等負担金、これ昨年度の補正からこういった施設利用する方出てきたものであって、今年度もこちらのほう利用予定になっているので、のせている。また、3節生活保護費負担金、説明欄1、生活保護費等負担金である。これは、昨年度と比べて若干、十七、八世帯増加の見込みということで考えていて、418 世帯を一応平成 28 年度見込んでいます。それでは、2項2目1節社会福祉費補助金のほうよろしいだろうか。

本間分科会長 はい。

福祉 課長 こちら説明欄1、地域生活支援事業費等補助金である。こちらのほうも国2分の1ということで、昨年と特に変わったところはない。その下になる。今度臨時福祉給付金給付事務費補助金である。こちらのほう先ほど補正予算のほうで年金生活者のことで実は説明させていただいたのが、これは今年度の平成 28 年度事業として今までやっていた臨時福祉給付金と同じような形のものを行うということになっている。これ9月中旬ぐらいから私どもやる計画にしている、こちらのほう今度1人当たり 3,000 円ということで臨時給付金を支給することになるものである。こちらのほう平

成 27 年度から見て、大体金額的に半分の額に減っているものである。4 番の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、これも昨年同様と考えている。また、5 番の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金、これまたちょっと複雑なのであるけれども、補正予算のほうで 1 人当たり 3 万円ということで説明させていただいたものについては 5 月から始めるということでお話しさせていただいたが、こちらのほうは遺族年金、障害年金、こちらのほうにかかわる方について臨時福祉給付金とあわせて 9 月中旬から 1 人当たり 3 万円ということでまた支給するように計画しているものである。また、こちらの 3 万円については 5 月からの事業で受けておられる方については除外するようなことで考えられている。それでは、その下になるけれども、2 節児童福祉費補助金、説明欄 1、母子家庭等自立支援給付金事業費補助金である。こちらのほうは 367 万 5,000 円。継続の方 1 名分と新規で 3 名分、平成 28 年度は予定しているものである。こちら 2、子ども・子育て支援交付金であるが、こちらのほう国のほうから 3 分の 1、県のほうから 3 分の 1 いただけるものである。それでは、30 P のほうごらんいただければと思う。3 項 2 目 1 節児童福祉費委託金、説明欄 1、特別児童扶養手当事務取扱交付金である。こちらのほうであるが、こちらのほうも昨年同様ということで考えてのせている。

第 15 款 県支出金

(説 明)

- 保健医療課長 15 款 1 項 1 目民生費県負担金、1 節社会福祉費負担金、説明欄 1、保険基盤安定負担金だが、1 億 7,477 万円計上した。これは、低所得者に対する軽減分を公費で負担するもので、保険税軽減分が県が 4 分の 3、保険者支援分が県が 4 分の 1 の負担割合だ。2、後期・・・
- 本間分科会長 今県と言わなかった。県が 4 分の 3。
- 保健医療課長 県が 4 分の 3 と、保険者軽減分については県が 4 分の 3 出して、保険者支援分に関しては県が 4 分の 1 の負担割合ということになる。2、後期高齢者医療基盤安定負担金 1 億 4,750 万 5,000 円を計上した。これは、保険基盤安定制度にかかわる県の負担分で、負担割合は 4 分の 3 になる。
- 介護高齢課長 3 の低所得者保険料軽減負担金 258 万 9,000 円であるが、県が負担する 4 分の 1 について計上している。
- 福祉 課長 それでは、4 番になる。民生委員推薦会負担金である。こちらのほう民生委員の推薦会についての負担をいただけるものであるけれども、平成 28 年度一斉改選の年となっていて、3 回の開催ということで予定して上げさせていただいたものである。それで、5 番から 8 番については国のほうの関係等いろいろ説明させていただいているので、省略させていただきたいと思う。それで、2 節児童福祉費負担金であるけれども、こちら 1、2、3 とともに国のほうの負担金のほうで説明させていただいた

とおりであって、県の負担割合としては若干減っているけれども、それと同じような形でとせているものである。また、3節生活保護費等負担金についても同様である。2目1節保健衛生費負担金であるけれども、説明欄1、未熟児養育医療費負担金、こちらのほうも先ほど説明させていただいたものと同様になる。

保健医療課長 15 款2項2目民生費補助金、1節社会福祉費補助金、説明欄1、老人医療費助成事業補助金7万5,000円計上した。補助率は2分の1だ。

介護高齢課長 2、3については老人クラブ活動に係る補助金である。それから、4、高齢者・障害者向け住宅整備費補助金168万円であるが、15件分計上した。それから、7の介護基盤整備事業費補助金1億1,532万7,000円であるが、平成28年度整備予定の認知症高齢者グループホーム2カ所、看護小規模多機能型居宅介護1カ所の整備事業分9,856万円と施設開所準備経費ということで3カ所、1,676万7,000円である。

福祉課長 それでは、8番目の重度心身障害者医療費助成事業補助金である。こちらのほうは事業費として1億3,405万7,096円ということになって、県の2分の1補助ということになる。また、その下の9、地域生活支援事業費等補助金であるけれども、こちら国庫補助金と同様になっている。その下の10、軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金である。こちらは身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の補聴器購入費の一部を助成して、そちらのほうの能力の向上を図ることを目的として助成するものである。こちらのほう3分の1の補助ということになる。それで、2節児童福祉費補助金である。こちらのほうは4番まで特に今まで説明させていただいたとおりである。5番の施設型給付費地方単独費用県費補助金である。こちらのほうであるけれども、これ1号認定というと保育園に入っていただく方の・・・済まない。1号認定ということで教育の部分、幼稚園の部分ということになって、こちらのほうの事業費、その34%の2分の1ということでのせさせていただいている。

保健医療課長 3目衛生費県補助金だが、1節保健衛生費補助金、説明欄1、市町村う蝕予防事業費補助金65万3,000円計上した。補助率は3分の1になっている。2、健康増進事業費補助金125万4,000円計上した。補助率は3分の2だ。3、医療施設等設備整備費補助金518万4,000円計上した。補助率は3分の2だ。今年度は外科用レントゲン透視装置を予定している。外科手術に的確なレントゲン透視画像を提供するために必要とされている。4、地域自殺対策緊急強化事業市町村事業補助金、これはゲートキーパー研修のための講師料となる。4万1,000円で、補助率は4分の3だ。5、新型インフルエンザ対策事業費補助金21万1,000円を計上した。以前購入した防護服セットが5年経過し、交換時期となったためだ。補助率は10分の10だ。

福祉課長 それでは、6、子ども医療交付金である。こちらのほう平成28年から補助金から交付金ということで変わったものである。配分額については現在まだ未定ということであって、私どもとしては平成27年度補助金以上というお話聞いているので、平成27年度同様の額を計上しているものである。それでは、34Pごらんいただきたいと

思う。３項２目民生費委託金である。こちらのほうの１節社会福祉費委託金の２番目に戦没者遺族等援護事務交付金ということでのせてある。こちら平成 27 年度と同様になっている。

第 18 款 繰入金

(説 明)

保健医療課長 18 款 1 項 1 目 1 節特別会計繰入金、説明欄 1、国民健康保険特別会計繰入金、2、後期高齢者医療特別会計繰入金にそれぞれ 1,000 円を計上した。

介護高齢課長 3、介護保険特別会計繰入金 1,000 円であるが、名目計上である。

第 20 款 諸収入

(説 明)

保健医療課長 39、40 P、20 款 5 項 1 目民生費受託事業収入、1 節社会福祉費受託収入、説明欄 1、後期高齢者保健事業受託収入 779 万円を計上した。これは、75 歳以上の後期高齢者健診の受託収入となる。

介護高齢課長 2 の生活管理指導短期宿泊事業受託収入 32 万円であるが、これは短期入所に係る個人負担分である。42 P、2 節民生雑入の 1、介護給付費等収入であるが、介護予防サービス計画費に係る収入である。以上だ。

福祉 課長 2、保育園保育士等給食費負担金である。こちら昨年同様の金額で上げさせていただいている。また、3 番、生活保護費返還金、4 番、県障医療費返還金、こちらについても同様のものである。5 番の保育園実習生謝礼、こちらについては昨年度実績から考えたものである。あと、また 6、子育て支援センター事業参加費から 11 番の朝日学童保育所光熱水費等負担金、こちらまで昨年同様の金額としてのせてある。また、12 番の過年度分児童手当等返還金、こちらのほうも同様である。

保健医療課長 3 節衛生雑入だが、6、検診用容器代 165 万円計上した。これは、大腸がん検診の容器代で 6,600 個を見込んでいる。7、特定健診（集団）事務協力費 81 万 8,000 円計上した。これは、特定健診における社保扶養者に対する事務協力費となる。

福祉 課長 8、過年度分子ども医療費返還金であるが、これ子ども医療費の返還金、過年度分になった場合にこちらに入れるものである。

歳入

第 12 款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第 13 款 使用料及び手数料

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第 14 款 国庫支出金

(質 疑)

長谷川 孝 もう一回教えてもらいたいのだが、民生費国庫補助金の中で臨時福祉給付金の給付事務費補助金というのが2つ並んでいるよね。さっきの課長の説明だとちょっと言葉足らずのところもあるかもしれないので、ちょっと補足してもらいたいんだけど、月 3,000 円に対して平成 27 年度として半分になったとかという話したよね。それどういう意味なの。

福祉 課長 1 人に対する支給額なのであるけれども、平成 27 年度については1人当たり 6,000 円ということで支給しておったものなのであるけれども、今年度については1人当たり 3,000 円という支給額で指示が来ていて、それで金額的に少なくなったものである。

長谷川 孝 これは、どういう形の目的で給付するものなのか。

福祉 課長 今までの臨時福祉給付金と基本的には考え方は変わっていないと思うのだけれども、ただ今回については消費税というような言葉は、8%、10%という話は特になくて、低所得者の高齢者を対象にというようなことで、一応今までであった消費税率引き上げによる影響の緩和のためというようなことで考えられているものである。

長谷川 孝 では、その補填して年間3万円やるような形と理解していいわけ。

福祉 課長 3万円のほうは、臨時福祉給付金のほうは市民税が非課税世帯というようなことで、どういう仕事をされている方でも非課税であれば対象になるわけである。ただ、年金のほうは年金をもらっている方ということに限定されるので、それで補正予算の部分についてのものは通常の年金で少額の方というような形になっていて、平成 28 年度の当初予算の分については障害年金、遺族年金、こちらの年金の方を対象にしているものである。

長谷川 孝 では、6,000 円が 3,000 円になった補填というのは全くなしでというふうに考えていいわけか。

福祉政策室長 では、お答えする。今回の臨時福祉給付金については3本あって、まず平成 27 年度の補正で対応する高齢者向け給付金というものが平成 28 年度中に 65 歳以上となる者が3万円、これがこの春から受け付けを開始する。それから、秋にもう一回あるのだが、これが平成 28 年度、新年度予算のところなのだが、1つは障害、遺族年金受給者向け給付金、これについては3万円になる。もう一つが平成 28 年度臨時福祉給付金として、平成 28 年度市民税が課税されていない者ということで1人 3,000 円ということになる。

長谷川 孝 後で聞く。

第 15 款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第 18 款 繰入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第 20 款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第 3 款 民生費

(説 明)

福祉 課長 それでは、民生費について説明させていただく。まず、84Pのほうごらんいただきたいと思う。こちらのほう説明欄 1、社会福祉費一般経費である。こちらのほうは平成 27 年度と同様の予算計上としているので、省略させていただく。また、2 番の民生児童委員経費である。こちらも平成 27 年度とほぼ同額の予算計上としているものである。3 番の行旅病人等支援経費である。こちらのほう昨年度 2 名の予定だったのだけれども、3 名分計上している。4 番の生活困窮者自立支援事業経費である。これも昨年度と同様というような額を計上している。5 番の社会福祉協議会助成経費である。こちらのほうも昨年度と同様の考え方で計上している。6 番の臨時福祉給付金給付事業経費である。こちらのほう歳入のところでも説明させていただいたとおりである。事務経費としてこれだけの経費支出を予定しているものであって、下の 2 行のほうで臨時福祉給付金の分 3,000 円に私ども予定している 1 万 3,000 人という人数掛けて 3,900 万円、一番下の年金生活者等支援臨時福祉給付金、こちらのほう 1 人当たり 3 万円を 1,100 人予定していて、こちら 3,300 万円という金額になっているものである。それで、今度次のページになるが、7、障害福祉費一般経費である。こちらのほう新規の事業が実は 2 つあって、人工透析通院助成費である。これ主要施策だとか、そちらのほうでもいろいろ話にのっているものであるけれども、人工透析受けておられる方に対して通院の助成を行うというようなものであって、これそれぞれの方の通院の距離に応じて私どものほうで計算をさせていただいて、3 段階に分けて金額支給していきたいと考えているものである。また、その下の下になって、地域活動支援センター通所助成費である。こちらのほうも新規事業にな

って、市の施設としてはやまびこの家と山北地区のぬくもり工房と2つあって、その他の市内何施設もあるわけなのであるけれども、こちらの施設のほうに通っておられる方の通所費を助成していこうというものであって、こちらのほうもバス代、JR運賃、また距離に応じた金額というようなことで考えているものである。それで、8番の地域生活支援経費である。こちらのほうは昨年同様、特に変わった部分ないので、省略させてもらう。9番、10番、11番について、こちらのほう平成27年度と同様の考え方で計算しているので、省略させていただきたいと思う。12番の運営費負担金であるが、こちら下越障害福祉事務組合負担金ということで、こちらのほう3,536万ということなのであるが、新発田市にあるいじみの寮といじみの学園のほう実は建てかえということになっていて、その金額で本来ふえてくるのかなということだと思っていたのだが、いろいろな補助を使うことによって金額を抑えられて、この金額になっているものである。また、それとひまわり荘という施設あって、こちらのほうの金額を合わせて負担しているものである。13番の地域活動支援センター経費である。こちらのほう平成27年度と同様の予算計上ということになっている。14、15についても平成27年度と同様の金額になっている。

保健医療課長 18、国民健康保険特別会計繰出金5億435万円を計上した。これは、国、県からの繰入金に市の負担分をつけ足して国民健康保険の特別会計に繰り入れるというものだ。

福祉課長 19、社会福祉総務費職員人件費である。こちらは給与改定に伴うものである。

介護高齢課長 90Pをお願いする。1項2目、説明欄1のゆり花会館運営経費2,208万7,000円であるが、そのうち測量設計等委託料として44万円であるが、これは和室の雨漏りによる設計委託である。それから、工事請負費107万7,000円であるが、同じく和室の冷温水器発生源の冷媒ポンプの交換である。それから、2の福祉の森経費15万3,000円であるが、これは施設維持保全業務委託料として草刈りに係る経費9万9,000円を計上している。それから、3目の老人福祉費、1の老人福祉費一般経費1億1,666万6,000円であるが、長寿祝金、敬老会、高齢者生活実態調査費用、特養ホーム起債償還負担金など計上している。それから、2の生きがい活動支援経費689万6,000円を計上した。そのうち下から2段目であるが、施設管理業務委託料として27万1,000円計上した。今年度新たにコミュニティーデイホームの開館日に観光客の休息所として施設を開設する費用として計上した。次に、92Pをお願いする。3の老人クラブ活動支援経費として1,148万3,000円を計上している。それから、4の緊急通報体制経費962万円であるが、これまで消防本部に直接通報されていたけれども、新たな取り組みとして通報ボタンを押すと業者委託によるオペレーションセンターに通報されて、本人の本人確認、それから協力員による状況確認後、オペレーションセンターから消防本部に救急要請する仕組みに切りかえるものである。また、オプションとして機械的警備機能の追加によって人感センサーなどによる見守りや火災の監視も行うことも考えている。それから、5であるが、高齢者就業機会確保経費と

して1,346万9,000円。これは、シルバー人材センターへの補助である。それから、7、高齢者生活支援経費1,732万9,000円であるが、高齢者等除雪費援助事業委託料、それから外出支援サービス委託料、軽度生活援助サービス委託料と、そういったものを計上している。それから、10・・・

- 保健医療課長 9、老人医療費助成経費15万円計上した。これは、65から69歳のひとり暮らし等の方の医療費の助成になる。
- 介護高齢課長 10、老人保護措置費経費1,293万円であるが、入所判定委員会委員報酬と老人ホーム入所委託料として胎内やすらぎの家の入所4人分を計上している。
- 保健医療課長 11、後期高齢者広域連合負担金7億9,614万9,000円を計上した。後期高齢者広域連合負担金が3,016万2,000円だ。これは、広域連合の運営に関する市町村負担金となる。後期高齢者広域連合療養給付費負担金は7億6,598万7,000円計上した。これは、後期高齢者療養費の公費負担の6分の1を納入するものだ。
- 介護高齢課長 12、介護基盤整備事業経費であるけれども、これは歳入のほうでも説明したとおりである。それから、13、介護予防サービス計画経費1,489万円であるが、介護支援専門員報酬と予防給付ケアマネジメント委託料として計上している。
- 保健医療課長 14、老人保健事業経費1,000円計上した。これは、電算業務委託料になる。15、後期高齢者医療特別会計繰出金、これは2億954万1,000円計上した。これも保険料軽減分として県から負担金が振り込まれて、そして市の負担分をつけて後期高齢者医療特別会計に繰り入れるものだ。
- 介護高齢課長 16、介護保険特別会計繰出金11億2,993万4,000円であるが、対前年度比6.3%の増となっている。それから、17、老人福祉職員人件費の計上分である。続いて、4目老人福祉施設費であるが、各施設の指定管理料について計上している。1の老人福祉センターあかまつ荘経費の工事請負費83万2,000円であるが、給湯ボイラー及び循環ポンプ修繕工事費を計上している。それから、4、神林いこいの家経費の工事請負費45万1,000円であるが、トイレ改修費である。それから、7、老人ホーム運営経費であるが、測量設計等委託料として48万6,000円、これと次のページの工事請負費928万8,000円であるけれども、給水配管改修に係る分である。それから、8の老人介護施設経費であるが、デイサービスセンターの不時修繕として100万円、それから山辺里デイサービスセンターのウッドデッキの改修の測量設計等委託料、それから上海府デイサービスセンターの指定管理料を計上している。以上だ。
- 福祉 課長 それでは、2項1目児童福祉総務費である。1番の家庭児童相談経費である。これと2番の特別児童扶養手当経費、こちらについては平成27年度と同様になっているので、願います。それで、3番目の児童福祉総務費職員人件費であるが、こちらのほうについては給与改定によるものである。では、98Pごらんになってください。こちらの2目母子父子福祉費である。説明欄1、ひとり親家庭等医療費助成経費、こちらのほう昨年同様の額になっている。2番の児童入所施設措置経費であるけれ

ども、これ歳入のところでも説明させていただいたとおりこちら入所している方あるので、それに対するものである。3番目の児童扶養手当経費であるが、こちらのほうも平成27年度と同様のものである。4番目の母子家庭等対策総合支援事業経費である。こちらのほうも歳入のところでも説明させていただいた。昨年から継続の方1名、今年度新規で3人一応予算に計上させていただいている。それでは、その下になるが、3目児童措置費、説明欄1、保育園運営経費である。こちらのほうについては、まず上から2番目になるが、保育園等施設整備計画審議会委員報酬、こちら38万6,000円計上している。こちらのほう12月の補正予算のときに2回分いただいているので、平成28年度の方こちらのほうにまたのせさせていただいている。今度100Pのほうちょっとごらんいただければと思う。こちらのほうでは工事請負費8,353万4,000円計上させていただいているが、こちらのほうについては山辺里保育園の未満児受け入れふやすことを計画していて、70平方メートル増築ということと、あと既存の保育園の内部改修ということを考えていて、この部分について7,000万円ほど見込んでいるものである。ほかの部分については実績を見込んで予算計上させていただいたものである。2番の通園バス運行経費である。これ平成27年度と同様の部分なのであるが、ただ通園バスについて山北地区で4台、村上地区2台、実は老朽化のために入れかえ予定しているものである。小さいほうの車2台については公用車リース料ということで938万3,000円にのせているし、機械器具購入費の2,159万3,000円のほうにマイクロバスサイズのもののをのせている。リースのほうは小さい車2台、大きいほう、機械器具購入費は4台ということで予定しているものである。あと、その下の3、子育て支援センター事業経費であるけれども、こちらのほうについては今年度神林子育て支援センター土曜に開設ということでやっていたわけであるけれども、平成28年度については山辺里子育て支援センターのほうも土曜日開所ということで考えているので、その分の保育士賃金等増額になっているものである。そのほか大体平成27年度と同様である。4番の一時預かり事業経費であるが、こちらのほう利用人数ふえていることから、平成27年度実績からいろいろ考えさせていただいて予算計上させていただいたものである。102Pごらんください。まず、5番目のふれあい交流事業経費であるが、こちらのほう地域の老人クラブ、また祖父母と一緒に活動するという中でお年寄りに対する思いやりの気持ち等育てていければいいかなというようなことでやっている事業であるが、こちら平成27年度と同様のものである。6、認定こども園運営事業経費のほうであるけれども、こちら国の保育単価の基準の見直しによって若干増となっているものである。7番の地域型保育事業運営経費についてであるけれども、こちらのほうも同様の理由で増額となっているものである。8番の児童手当等支給経費であるが、平成27年度からの受給見込みということでこの金額上げさせていただいたものである。また、9番、児童措置費職員人件費については、10番、保育園職員人件費とあわせて人件費の部

分である。それで、その下になるが、4目学童保育費である。平成27年度と比較するとかなり大きい金額減少というふうになっているが、これ保内学童保育所建設、また神林学童保育所改修といった大きな部分なくなった関係で少なくなっているものである。それでは、104Pになるが、5目児童福祉施設費である。こちらは説明欄1、児童遊園施設経費、こちらのほうについては平成27年度と同様の予算内容ということになっているものである。その下になるが、2、病児保育施設建設事業経費ということで5,658万円上げさせてもらっている。建築確認申請手数料3万円、測量設計等委託料ということで、これ基本設計から実施設計、あと監理についても合わせて1,000万円ということで計画しているものである。また、借地料ということで県の土地をお借りして建てるということを考えているわけであるので、その部分についての借地料を計上させていただいたものである。また、工事請負費については110平方メートルの建築面積で4,140万予定している。機械器具購入費、その他備品購入費ということで、合わせて500万ということで考えている。それでは、その下の3項1目、説明欄1、生活保護経費になるわけであるが、こちらのほうも若干人数ふえている分あるので、それに合わせた形で金額増とさせていただいたものである。106Pになるが、2、生活保護総務費職員人件費、こちらのほう人件費の部分である。2目扶助費のほうであるけれども、こちらのほうも生活保護のほう人数的にふえてきている。それを考えた上での418世帯というような考え方の金額で今回計上させていただいたものである。4項1目、説明欄1、災害救助経費である。こちらのほう災害のときのために、こちらのほう1,000円ということで盛らせていただいたものである。

分科会長（本間清人君）休憩を宣する。

（午後2時18分）

分科会長（本間清人君）再開を宣する。

（午後2時29分）

第4款 衛生費

（説明）

保健医療課長 4款1項1目保健衛生総務費だが、説明欄1、保健衛生総務経費1億6,146万9,000円を計上した。予算の内容についてはほぼ前年と同じだが、次のページをちょっとごらんください。医療施設等設備整備費補助金ということで777万6,000円。これは、先ほども申したけれども、村上市が間接補助者となって厚生連の村上総合病院に補助するもので、外科用レントゲン透視装置を今年度予定している。公的病院等運営費補助金だが、これは1億3,376万円ということで瀬波病院と村上総合病院への補助

金となる。2、健康づくり経費 195 万 9,000 円計上した。特に食生活改善事業委託料として 113 万 2,000 円を食生活改善推進委員協議会に委託している。3の地域医療懇談会経費 23 万 4,000 円を計上した。これは、村上市、関川村、栗島浦村で負担をしている。

福祉 課長 それでは、4、精神保健施設経費である。こちらやまびこの家の経費である。これ平成 27 年度から指定管理となっていて、昨年同様である。5 番の精神保健経費である。こちらのほうも昨年同様である。

保健医療課長 8、保健衛生総務費職員人件費だ。これは、3,342 万 2,000 円を計上している。職員 5 人分だ。2 目予防費、説明欄 1、生活習慣病予防対策経費、これは 1 億 628 万 8,000 円を計上した。次のページだが、がん検診等業務委託料ということで 7,400 万円、あと付加検診・後期高齢者健診等事業委託料として 1,590 万円を計上した。2、歯科保健事業経費、これが 1,042 万 3,000 円計上した。幼児歯科検診等の嘱託医師・薬剤師報酬が 170 万円、歯科衛生士賃金が 221 万 8,000 円、あと歯科検診委託料として 295 万円計上している。歯科検診は、成人歯科検診、妊婦歯科検診、3 歳 6 カ月歯科検診を委託している。3、予防業務経費 1 億 5,451 万 4,000 円を計上した。これは、乳幼児・児童生徒予防接種委託料が 9,666 万 5,000 円、高齢者予防接種委託料が 5,650 万円計上している。4、自殺予防対策事業経費、これが 123 万 5,000 円計上した。自殺予防対策検討委員会委員報酬 35 万 4,000 円ということで、今年度は委員会の開催を 3 回予定している。あと、消耗品費が 50 万ということで、自殺予防のグッズの作成等啓発、普及を行う予定にしている。

福祉 課長 それでは、5 番の子どもの医療費助成経費である。こちらのほう平成 27 年 9 月から対象年齢引き上げて高校卒業までということになっている。その関係もあって、平成 27 年度の実績から今回については 1,800 万程度上げた形で予算計上させていただいている。それで、112 P ごらんいただきたいと思う。6 番、精神障害者医療費助成経費、7 番、未熟児養育医療給付経費である。こちらのほう昨年同様という考え方の額で計上している。

保健医療課長 8、母子保健経費だが、4,973 万 8,000 円を計上した。妊婦健康診査委託料ということで 4,050 万円計上した。今年度から妊婦健康診査に子宮がん検診等が含まれ、内容が充実される。不妊治療費助成金として 230 万円計上した。一応 40 人分だ。9、予防費職員人件費ということで 1 億 7,979 万 3,000 円計上した。これは、職員 29 人分になっている。115 から 116 P をお願いします。5 目保健衛生施設費ということで、説明欄 1、保健衛生施設経費 287 万 2,000 円となっている。これは、朝日と荒川の保健センターの維持経費だ。7 目診療所費、説明欄 1、急患診療所経費だが、これは 3,084 万 5,000 円を計上した。医師当番管理等委託料を 1,705 万 7,000 円計上した。これは、急患診療所に従事する医者報酬等になる。以上だ。

第3条 第3表債務負担行為

(説明)

福祉 課長 それでは、生活困窮者自立支援事業運営業務委託料である。こちらのほうについては4月1日からもう動いている事業ということにしなければならない関係で、年度内に契約する関係あって、債務負担行為ということでのせさせていただいているものである。その下の保育園通園バス運転業務委託料についても同様である。以上である。

歳出

第3款 民生費

(質疑)

長谷川 孝 どこだかというのがなかなかあれなのだが、糖尿病患者の交通費って3款だっけ。

(「3款」と呼ぶ者あり)

長谷川 孝 3款でいいのだよね。

(「うん」と呼ぶ者あり)

長谷川 孝 それとちょっと関連してお聞きしたいのだけれども、障害者手帳持っていて3級の人というのはタクシー券が給付されるよね。それで、4級の人というのは例えば足がちょっと不自由なのだけれども、買い物とか行くために電動シルバーカーというのがあるよね。要するに車の免許を返上しても、歩道を車の免許関係なく、何か申請すればそれを使えるというのあるよね。というのは25万ぐらいかかるのだ、あれ1台買うのに。比較して、ちょっと私疑問に思うのは、例えば透析受ける方は交通費を補助してもらって、それで障害者4級の人は電動シルバーカーを25万もかけて買うのだけれども、全く補助とかないと。だよね、今の現状からいったら。これ市民課ともかわるので、なかなか福祉課長だけの判断ではできないのだろうけれども、これ福祉の立場の公平性からいったらちょっとどうなのかなというような気がするのだ。どんなものか。

福祉 課長 長谷川委員のお気持ちは本当によくわかるわけなのであるけれども、私ども今回の人工透析の方の交通費ということに考えた点は、人工透析受けておられる方々というのはそういった治療をずっと受けていかないと生命の維持ができないという、そういう非常に大変な状況になっている方々であるので、それに対して私ども補助していきたいというその気持ちを出したものであって、なかなか程度のことになると難しいところもあると思うが、今回私どものほうではそういう形で人工透析の交通費補助、のせさせていただいたものである。

長谷川 孝 人工透析が云々という話ではなくて、我々議員が今ちょうど選挙間近になって、後援会活動とかで各訪問先とかで皆さんが感じていると思うのだけれども、ひとり世帯とか高齢者のひとり暮らしの人が物すごく多くなっていて、それでやっぱり脳梗塞

で倒れたけれども、まずうちで何とか自分頑張っているのだという人結構いっぱいいるわけだ。だけれども、足が不自由で買い物もできないと。タクシーばかり使っているわけにもいかないから、そういう女性の高齢者でも簡単に運転できる、そういうようなものがあれば300メートルぐらい離れているところに買い物も行けるのだという人も中にはいるわけ。だから、そういう人に何か手を差し伸べるような国の何かいいあれというものはないものなのかということは今度検討してもらいたいわけ。すぐしろなんて言うのではないし、あれだけれども、何か国とかにも要望とかして、何とかそういう人にもならないものか。副市長、どうか。

副市長 電動カーについては、私も通勤のときにばあさんたちが畑に行くのにずっと乗って、ちょっと右側走ればいいのか、左側走ればいいのかというようなことで非常に悩ましい人もいるのだけれども、そういう健康な人はそれはそれでいいのだけれども、こういう障がいを持った方のそういう補助があるかどうか、その辺も含めて今後検討をさせていただきたいと思う。

小林 重平 同じく人工透析なのだけれども、私もいずれ糖尿病だから、透析になるはずなので、そのときはいろいろお世話になるが、よろしくお願ひしたいと思うけれども、ただ今人工透析、糖尿から来る人工透析が物すごくふえているというあれがあるよね。そういうデータとかというのはやっぱりとってあるのか。保健医療課長か、それは。保健医療課長 ことし国保のデータヘルス計画というのを立てたときに、医療費分析を業者の人にお願ひして、透析の原因疾患は何だろうということにそれを調べていただいた統計はある。やはり委員がおっしゃるとおりに糖尿病が起因するものが大半だったという実態はあった。

小林 重平 今の長谷川委員が言った交通手段だけれども、これ副市長、公共交通やっているわけだね。これそれをうまく使って、あれは予約制で金を払うわけだけれども、それをうまく回転させることによって、多少なりとも軽減できるというような気がするのだけれども、あれだろうか。往復は無理としても、例えば行くときだけでもあれ2日に1遍ぐらいだろう、透析は下手すれば。そうすれば、そういう公共交通を使えば、どちらか片方だけでも使えば人工透析の患者の経費の負担になるのではないかというような気がするのだけれども、副市長、その辺の取り組みもやったほうがいいと思うのだけれども、いかがか。

副市長 その辺も含めて検討させていただく。

小林 重平 終わる。

第4款 衛生費

(質 疑)

小林 重平 自殺のやつなのだけれども、村上市も県下では高かったのだけれども、今若干減ってきているというような報告受けたような気がするのだけれども、これ全国的なあれ

を見ると秋田が一番だよ。というのは私その辺どういう因果関係はわからないけれども、秋田って頭がいいのだ。学力テストすると全国1番か、小学校でも1番か2番、中学校1番か2番なのだ。そこが自殺が一番多いのだ。自殺するというのは頭のいい市町村がやるのかなというような気が、これは冗談だけれども、そんなようなことが傾向があるので、やっぱり頭のいいというか、能力のある方というのは余りにも考え過ぎて、落ち込んでいって鬱になって、それでみずから命を絶つというような傾向に、俺は医者ではないから、よくわからないけれども、そういうあれがあるのではないかというような気がするのだ。その点村上市のあれは減りつつあるということはいいいことなのだけれども、その対策も当然やっているわけだけれども、それでも隠れた存在がまだあると思うのだ、市役所としてわからない部分。その辺これからどのように対策を講じていく予定か。

保健医療課長 村上市としても昨年は14人という方が自殺で亡くなられたわけなのだけれども、その前の年に比べれば若干減っているわけだ。平成27年度から消防署のほうから自殺未遂者の情報いただいて、保健師で情報共有して、見守りという形でやっている。やはり未遂者というのはかなりリスクの高い人たちが多いので、まずそのあたりからきちんと見守りをやっていこうということで保健師間では話し合っている。

小林 重平 そういった意味で各集落か、民生委員という方いるよね。大体その方々が私の周りでは大体こういう方がいるとか、ある程度は、今個人情報がやかましいので、なかなか難しいのだけれども、こういった方を、やっぱり民生委員の方をもっと活用するという言い方が悪いのかもしれないけれども、そういった方々からの地域からの情報というものもやはり寄せてもらうということも未然に防げる一つの方法だと思うのだ。特定の人だけであればあれだけれども、やはり一番いいのはその地域の方、集落の方が一番よくわかるから、そういう傾向のある方は。そういったことも大いにこれから啓発していって、ぜひゼロに近づける、実現できるような対策をとってもらいたいと思うのだが、いかかだろうか。

保健医療課長 民生委員さんを対象にしてゲートキーパーの研修をやっているのだけれども、ゲートキーパーというのは命の門番ということで、自殺しそうな言動とかそぶりとか、そういうことをきちんと見きわめる人という意味なのだけれども、そういう研修会を民生委員さんにここ数年やっている。だから、民生委員さん自身も市民の方とかかわっていて、この人変だなという人がいたらうちのほうに、保健医療のほうに情報提供してもらうという形にはなっている。

小林 重平 そういう研修会というのか、そういう会に民生委員の方々参加率はいいか。

保健医療課長 民生委員さんたちを対象にやっていた。ほとんど民生委員さんだ。

小林 重平 だから、その方々の参加はどうか。パーセントは。

保健医療課長 ゲートキーパーの研修は、100人とか多くはできなくて、30人とかそのレベルでしか、具体的にロールプレイングとかやりながら勉強するもので、30人ぐらいなのだけれど

ども、各地区で一応呼んでやっている。

小林 重平 効果はやっぱり出てきているから、減りつつあるのかなという思いはあるか。

保健医療課長 なかなかちょっとそれは難しい、やっぱり。

小林 重平 わかった。終わる。

長谷川 孝 今小林委員は自殺とかのこと、自殺の場合には1回例えばそういうことを衝動でやると、やっぱりそれをきちんと治すというのは大変らしいのだけれども、今ちょっと地域とかをいろんなところ見渡すと、鬱とか、それから母親に暴力振るう息子とか、結構隠れた形の中でのいるのだ。それで、うちの妹も高校の先生やった後そういうものの相談員とかやっていると、大体ひきこもりとかというのは若いときにひきこもりになると、40 ぐらいにならないと自分の現実的な立場がわからないものだから、それぐらいになって初めて本人が気づくのだと言っているのだけれども、でも 20 歳ぐらいでひきこもりに入ってしまうと 20 年も引きこもるということになってしまうわけだ。現にそういうのがいるのだ、中に。ところが、それを保健師さんとかが見守ったりしていても、なかなか解決がしないと。それで、岩船の場合には派出所の巡査さんとかいろんな人入ってプロジェクト組んでもらったりしたのだけれども、結果的には対策なかなか難しいということになるわけなのだ。だから、今現実的にそういう人たちがふえているのだと思うのだけれども、その辺の状況今どんなものなのか。

保健医療課長 ひきこもりに関しては実態把握がなかなかできていない、はっきり言って。非常に難しいかなと。各地区担でわかっている人はいるけれども、では全部を把握しているかということとそんなことはなかなか難しい状況になっている、今は。

長谷川 孝 それで、ひきこもりだったらおとなしくしていて、いるかいなかかわからないのだったらいいのだけれども、やっぱり私の知っているのは大声出して、朝から晩まで大声出して、母親をどなりつけたりしているというのものもあるわけだ。そうすると、もうみんな町内の人たちとかは知っているわけだ。そうすると、自分たちの子供たちがいや、こんなところにいたくないとかという話になるから、周り、近所に対してもやっぱり相当迷惑になっている現状があるわけだ。だけれども、民生委員さんとか保健師さんだけの力では無理なわけだ。だから、その辺をいろんな形のつながりで何とかできるような方法がないものかなと思っているのだけれども、前々からこの話すると県だかなんとかという話は聞くのだけれども、村上市としては今そういうような形で取り組んでいるというのは現実的にはないということだよ。何とかしなければだめだ。どうすればいいのだろう。

保健医療課長 精神疾患等持った人であれば、はまなすの支援センターと保健師と民生委員さんとみんなでチームワークをつくってかわかれるということはあると思うのだけれども、ただのひきこもりなんて言うとおかしいけれども、そういう人たちに対しては具体的な支援、そっちからSOSがないとなかなか支援できないという実情だと思う。

長谷川 孝 それはひきこもりで、だけれどもひきこもりでも自分の行動とかをあらわさないひきこもりともう全面的に出ていて、うちだけですごくいばっているけれども、外には一切出ないというひきこもりもいるのだ、今複雑化していて。それで、例えばおやじさんとかがしっかりしていれば、多分きちんとって、言うことを聞いていた素直な子なのだけれども、例えばおやじさんが何か病気になって寝たきりとか、それからちょっと障がい持ったりとかとなれば自分の天下みたいで、もう朝から晩まで母親をどなりつけたりしているというのも現にいるわけ。だから、なかなかこれ難しいことは難しいのだけれども、ちょっと何かきっかけをつくってって、だけれどももう 10 年ぐらいになるから、きっかけは何度もあったのだけれども、我々の場合にはおやじさんとかには言っているのは万が一暴力とか振るったらもうすぐ携帯に電話してくれと。暴力とかになれば、もう警察ざたになるから、そのときには乗り込んでいくからと言っているのだけれども、そうでなければこれ家庭内の話でしかないわけ。だから、難しい。

第3款 民生費

(質 疑)

小林 重平 ちょっとまた民生費のところ、両方ともひっかかるような気がするのだけれども、これ大変な社会的な問題になっているのだが、新聞等に。介護疲れで認知症の夫婦が片方のあれを言って悪いけれども、殺してしまったというようなことで、それで裁判では裁判官がこれは大変気の毒な問題だということで、判決は無罪とか出ているけれども、こういうのはやっぱり村上市でも出てくると思うのだ、老老夫婦。今老老夫婦ではなくて、認認夫婦というのがいるのだそうだ。お互いに認知症同士の夫婦が。だから、そういう方々がやはり今言ったように疲れが出てきてああいう事件が起きているわけだ。これは、決してもう笑い事では済まない問題になっている。社会的な問題になっているわけだ。こういったものも今村上市にはすぐはないのだろうけれども、いずれないとも限らない。そういったこともあり、介護高齢課長さんも絡んでくるのだろうけれども、その辺やはりきちんとそういう老老夫婦、認認夫婦というものの生活のあれをきちんとやはり把握しておくべきだと思うのだけれども、これ保健医療課長さんのほうがいいだろうか。

介護高齢課長 認知症の方、あるいは家族を介護している方のそういった集いというか、そういったはけ口というか、そういったような場は設けて事業としてやっている、まず。ただ、全体的にどのぐらいいるのかということは実際には把握していない。今後可能な限りは把握したいというふうに思うけれども、そんなような状況である。

小林 重平 ぜひ、これは款の民生費とか衛生費ではなくて、村上市の高齢者の問題としてやっぱり真剣に向き合っていかなければならない大事な問題だと思うので、ぜひ副市長、どうか。私より、あなたもすぐそういう事態が来るけれども。

副 市 長 これだけ高齢化進めばそういう事態もなるし、そういう認知症患者もどんどんふえて
いる。そういう事態には本当に近い将来私もなるかもしれないけれども、やはり家
庭内だけで見るのではなくて、やっぱり地域で寄り添っていろいろ情報共有しながら、
そういうことも踏まえて全体で見守って負担を軽減していく。そんなことで今
小さな拠点ということでモデル事業としてそういうのも、介護も含めて、そういう
事業で見守り、また地域の活性化にもつなげたいというようなことでやろうとして
いるので、その辺を見きわめながら、やはり地域で、隣近所で見詰め合う、助け合
う、そういうことができればなと思っているので、そういう形でやらせていただき
たいと思う。

小林 重平 終わる。

長谷川 孝 今小林委員が民生費にダブってあれしたけれども、いい。

本間分科会長 うん。どうぞ。

長谷川 孝 済まない。今介護関係の話しただけけれども、私も1つだけちょっと気になること
は、今度村上記念病院さんとかもケアハウスみたいのつくる予定だろう。それから、
かんきち堂さんも何かつくるとか、それから新町の村上幼稚園の隣の大きい土地も
介護施設を誘致したいとか、もう介護施設はミニ特養とかグループホームとかでき
てくるのだけれども、実際施設が開所したとしても、みんな経営者が今考えている
というのはもちろん看護師も不足しているのだけれども、介護員も非常に少なくて、
その人たちを集めるというのは大変な時代になっているというようなことをよく聞
く。それで、きのう実は指定管理のゆきわり荘に行ってきたのだけれども、ゆきわ
り荘で話聞いたらやっぱり2人やめて、2人今正職と臨時と探しているのだけれど
も、なかなか見つからないというような状況にあるわけだ。それで、ゆきわり荘は
今人数がふえて、非常に上海府地区の地域の人たちが来てくれて、入所する人は多
くなっているのだけれども、そういうふうにして人的に大変なのだということを言
っていた。ということを考えると、ここでも介護関係の職員というのが足りなくな
るのでないかなというような現実味を帯びているのだけれども、一言だけ地域包括
センターのセンター長にその辺の現状をちょっとお話ししてくれないだろうか。現
場の責任者として。

地域包括支援センター長 村上記念病院さんについては、訪問看護つきの小規模多機能ということで、
在宅サービスが基本になるところだと思うのだけれども、あとはちょっとほかのと
ころの情報はまだはっきりしないので、わからないのだけれども、確かに今介護保
険の施設、在宅サービス施設、サービスとも介護職員というのは非常に足りなくて、
特に村土地内の職員が出たり入ったりしているような感じなので、確かにどこも職
員は足りないという声を聞く。それで、養成というところについては今ちょっとば
っと出てこないのだけれども、やはり職場の環境なんかでも非常に厳しい状況のあ
る中で、待遇いいところに、いいところという、そちらに流れるという傾向があ

るので、やはりサービス事業所のほうも職員が働きやすい環境とか、そういうところにももう少しちょっと関心を持ってもらえればというところが内心ではある。

長谷川 孝 ありがとうございます。それで、市長がこの前代表質問か何かのときに介護事業者と意見交換会やるというのはもう終わったか。

介護高齢課長 まだ終わっていない。

本間分科会長 よろしいか。

長谷川 孝 はい。

木村 貞雄 この前保健医療課長にもお話ししたのだけれども、例えば施設に入るときに病院にかかって主治医があるわけだ。その主治医が今度施設には特定の専門の主治医がいるわけで、村上総合病院にかかっている、同じ村上総合病院の管内で主治医から主治医に紹介状を書かねばならないというような、これは法律的にあるのか。

保健医療課長 その件でやまゆり荘と村上総合病院のケースワーカーの方にちょっと聞いたのだけれども、やまゆり荘の看護師の方は簡単に情報提供してくれるのではないかという認識だったのだけれども、村上総合病院のケースワーカーの方に確認したらやっぱり簡単な情報提供というのはあくまでも治療目的だし、意図がやはり違うのではないかということで、きちんとした紹介状が必要なのではないかというふうなお話をいただいた。法律で決まっている、決まっていないというのはちょっとわからないけれども。

木村 貞雄 その主治医によっても違うのか、考え方が。

保健医療課長 推測になるのだけれども、多分病院としては同じ考え方でやっているという認識している。

4 款 衛生費 (質 疑)

木村 貞雄 わかった。もう一つ、116Pの関係で、診療所費の関係でお聞きするけれども、この管理は医師会の会長しているのだ。ここの施設維持管理等委託料、これも市で委託者を決めるのではなくて、たしか医師会の会長がやっているから、そこで委託先決めているのだろう。

健康支援室係長 急患診療所経費の施設維持管理等委託料については、医師会館の中に急患診療所あるので、医師会のほうから見積もりをいただいて、そちらを医師会等の契約でお支払いしているという形になっている。

木村 貞雄 そうすると、この質問してもわからないわけだね。前より減額かなりなっているのだけれども、では前の方はどんなふうになっているのだというふうに問われるわけなので。

健康支援室係長 平成27年度と比べると金額落ちているわけなのだけれども、平成27年度に医師会館の外壁の修繕工事を行った。そこにかかる急患診療所の面積割で市が負担したの

で、平成 27 年度だけ金額が多かったということになる。

木村 貞雄

終わる。

板垣千代子

お願いします。衛生費のほうの 110P だ。下のほう、新潟いのちの電話補助金というような項目があるけれども、このいのちの電話というところに電話をして相談をしたいのだという市民の方からのお話だった。でも、なかなかこれ電話何度しても、かからないのだということだったけれども、これ新潟となっているから、新潟県のほうでいのちの電話の交換をしているのか。

保健医療課長

新潟県でなくて、新潟いのちの電話という NPO なのだろうか。

特別委員長

NPO だ。（ 部分は「社会福祉法人」との発言訂正が 3 / 15 一般会計予算審査特別委員会審査記録 1 頁にあり）

保健医療課長

そうだね。それでやっているという認識だ。

板垣千代子

時間はあるのか。

保健医療課長

24 時間だと思う。

板垣千代子

それがなかなか・・・

本間分科会長

ちょっと勝手に進まないで。

板垣千代子

キャッチボールした。済まない。では、24 時間ということなので、電話を少し待つてすれば必ずかかるということだね。必ずとも言えないか。

保健医療課長

それは非常に難しいことだと思うのだが、特にいのちの電話にかけるとして、村上市民の方は月 50 回だそうだ。新発田だと 35 ということで、村上市民の相談が非常に多いということでいのちの電話から情報提供はある。でも、相談ダイヤルというのはいのちの電話だけでなく、県も昨年からたしか 24 時間の相談ダイヤルがあるので、それ以外のものもあるので、そういうところを活用していただければ、あわせて活用していただければいいかなと思う。

板垣千代子

そのほかの電話というのはどこで調べればいいのか。

保健医療課長

保健医療課に来ていただければ速やかにお渡ししたいと思う。

板垣千代子

それでは、後ほど伺います。誰かに相談したいのだという気持ちのある方は自殺をしないかと思うのだ。だから、ぜひ電話とっていただきたいなというふうに感じている。よろしくお願いします。以上だ。

本間分科会長

小林委員と長谷川委員の先ほどの質疑に関しては、委員長報告のほうでちょっと割愛するかもしれない。よろしくお願いします。

第 3 条 第 3 表債務負担行為

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

【賛否態度の発言】

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第3号のうち市民厚生分科会所管分は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

本間分科会長 以上で当分科会に付託された議案の審査等については全て終了した。これら議案審査等についての分科会長報告書作成は、分科会長に一任させていただきたいと思うが、これにご異議ないだろうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本間分科会長 ご異議ないので、分科会長報告書の作成は分科会長に一任された。

分科会長（本間清人君）閉会を宣する。

（午後3時12分）